

1. 件名：「三菱重工業（株）特定兼用キャスクの型式指定申請に関するヒアリング【10】」
2. 日時：令和5年1月26日 13時30分～17時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者（※・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
戸ヶ崎安全規制調整官、松野上席安全審査官、櫻井安全審査官  
（核燃料施設審査部門）  
山後安全審査官  
（システム安全研究部門）  
後神主任技術研究調査官  
  
三菱重工業株式会社：  
原子力セグメント 機器設計部 プラント機器設計課 主席プロジェクト統括  
他6名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
資料1-1 発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の型式指定申請 規則への適合性について  
資料1-2 補足説明資料 型式証明を受けた設計からの変更点及び安全評価への影響に関する説明資料  
資料1-3 補足説明資料26-2 26条 遮蔽機能に関する説明資料  
資料1-4 補足説明資料 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則、及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第百十一条への適合性に関する説明資料  
資料1-5 補足説明資料 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則への適合性に関する説明資料  
資料1-6 補足説明資料 MCNP5コードによる輸送時遮蔽評価結果  
資料1-7 補足説明資料 型式指定申請書 添付書類13 記載事項比較表  
資料1-8 発電用原子炉施設に係る型式設計特定機器の型式指定申請 コメント管理票

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	あ、規制庁松野です。
0:00:06	それでは時間になりましたので、
0:00:08	型式指定のヒアリングをこれから始めたいと思います。
0:00:13	本日、
0:00:15	議題としては、
0:00:17	技術基準規則への適合性コメント回答。
0:00:21	あと品管規則の適合性こちらもコメント回答。
0:00:25	あと外運搬規則の適合性について、資料を用意していただきましたので、
0:00:31	資料の説明の順番はちょっとおまかせしますけども、
0:00:34	説明の方へお願いできればと思います。
0:00:41	はい三菱重工の齋藤です。
0:00:44	今日資料 1-1 から 1-8 までございます。
0:00:50	先ほどご説明いただいた通りですね、大きく三つございまして
0:00:57	技術基準規則適合性に関わる遮へいのコメント回答と、
0:01:01	あと外運搬の適合性の前回コメン等の反映事項。
0:01:08	それから阿藤スズキ鹿野審査会合でいただいておりますコメントで遮へい以外の 2 件がございます。
0:01:16	今申し上げた順でご説明の方をさせていただくということでまずは遮へいのです。
0:01:21	内容をご説明させていただきたいと思います。
0:01:25	資料、遮へいに関する指導は
0:01:29	資料 1-1 のパワーポイントとですね、
0:01:33	あと補足説明資料としましては 1-3、
0:01:37	こちらの以前よりご提出している者へ、ちょっと技術基準規則への遮へいに係る適合性の説明資料と、
0:01:44	あと、資料 1-6 として今回新たにご提出しておりますけれども、MCNP コードによる輸送時の派兵評価結果というのをご提出してございます。
0:01:54	前回のヒアリング岩盤規則適合性の説明の中で、
0:01:59	未承認ピア遮へい評価、層準遮へい評価におきましては同等、3.5 コードを、申請の方、申請書の方には、
0:02:08	使った評価を記載しております。おりまして、
0:02:11	貯蔵側の評価で、MCNP V コードを使っておりますので、
0:02:16	外運搬の方もそちらの方に合わせたっていう合わせです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	ウダというタイていこう。
0:02:23	がございましたけれども、前回ヒアリングでの指摘を踏まえまして、輸送の方はDOT3.5コードのままです。
0:02:31	引き続き審査をいただくということで考えてございますけれども、
0:02:36	町長の方で、MCNPコードを使っているということを踏まえまして、磯側でも、評価結果をご説明しておくべきかなと思ひまして、この評価結果のほう入れさせていただいているものになります。
0:02:49	この三つの資料です。まず遮へいの方、
0:02:52	回答をさせていただきます。
0:02:57	未執行またアノす。
0:02:59	遮へいの方のまず、指摘事項に対する回答から説明させていただきたいと思ひます。用います資料は、資料の1-1のパワポの右下41ページ目から、
0:03:13	ご説明させていただきたいと思ひます。
0:03:18	はい。
0:03:19	では、指摘事項としまして、ちょっと読ませさせていただきますけれども、遮へい解析に使用したMCNPコード種適用妥当性について、学会標準のガイドラインを参考として建築部長、
0:03:31	検証作業の方針を明確にし、結論に至るまでの論理展開が適切になるように見直すこと。
0:03:37	いう指摘がございました。それに対しまして、回答としまして特定金融検査に対するMCNPファイルコードの適用性について、エミシビティファイル構造による線量当量率分布の評価値は、測定値の分布の傾向に対してよい一致を示す。
0:03:53	いうことをまず示しまして、許認可で認められた和気オノ. 3.5コードによる保守的な手法に基づく線量当量率評価値と、同等の結果となるということを用ひまして、適用の妥当性を示したいと考えております。
0:04:09	具体的な流れとしましては、次の段落、原子力学会シミュレーションの信頼カッコに関するガイドラインのモデル検証及び妥当性確認方法を参考にいたしまして、
0:04:20	一つ遮へい解析での確認すべき範囲の整理、二つ目、数値的解放MCNPファイルでの数値的解放が検証されているっていうことの確認。
0:04:32	三つ目。
0:04:34	MCNPVコードを用いた線量当量率評価値と、測定値による評価傾向の確認。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:40	最後に
0:04:42	金貨コードDOT3.5 での評価値と、このMCNPVコードの評価に四つ、評価値の比較による同等性保守の確認を、
0:04:52	行いました。
0:04:55	で、まず1番目につきましては、本市、次の段落、まとめりですけれども、
0:05:01	1番目につきましては、本申請の遮へい解析の確認範囲を考慮すべき概念モデル要素として整理いたしました。これは前回までのご説明内容と、以上です。
0:05:13	2番目、こちらも数学的モデル化については、ろさ直すの研究所で、解析から最初の挨拶で、精度よく実施できてるということを確認している。
0:05:25	こちらも前回までのご説明と一緒にございます。
0:05:29	三つ目。
0:05:31	エミ先生オチサイトウ用地と測定値の比較による評価傾向の確認ということで、従前は物理的なモデル化ってということで、
0:05:40	そう。
0:05:41	5サトウのアサノどれぐらいあるかっていうのを確認するっていうのを、このシミュレーションガイドに参考にしてたんですけども、
0:05:49	それではなくて、計画定性的に、MCNP(3)のところですけど、MSF24ページの遮へい解析と、(1)で整理した概念モデル、リース類似した使用済み燃料、
0:06:02	ちょうど輸送、輸送貯蔵用躯体というのはベンチマーク解析により、専用用地の分布傾向を確認しまして、ニシウチVの評価値と測定値の分布が良い傾向を示すということを確認しております。
0:06:15	傾向はよく再現できてるということを確認してます。
0:06:19	要はその再現できてる値がどうかということで、
0:06:22	(4)の既認可コードに統括して、同定どんなものかっていうのを確認しました。
0:06:28	DOT3.5コードに保守的な評価に基づく、保守的な手法に基づき行った評価値とMCNPファイルコードによる評価値が、各比較した結果同等であるということを確認しております、
0:06:41	速水先生Vコードも、保守的なところができている。
0:06:45	ということを確認しまして、
0:06:48	MCNPV高度を、ほぼ、この遮へい解析に適用するっていうことは妥当であるということを確認いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:57	下に荒瀬井川モデル。
0:07:01	確認のフローを示しております。
0:07:05	右下の(1)(2)(3)(2)、書いてあるのはもうさっき先ほどご説明したものと同時にですのでちょっと割愛させていただきます。
0:07:14	組みまして、次のパワーポイントの42ページからは、遮へい解析での
0:07:22	目線でVを使うことに対する妥当性の確認ということで、先ほど41ページの(1)(2)(3)(2)に対応しているものです。
0:07:32	(1)につきましては遮へい解析での確認範囲の整理ということで、前回までにご説明させていただきます。概念モデルというものを整理を参考に、
0:07:45	この確認すべき要素を、
0:07:47	訂正にしております。
0:07:52	ただし、44ページ目、パワーポイントの44ページ目ですけど、以前は、こちらに椎葉伊井という形で、定量的な確認をしてたんですけども、
0:08:04	ちょっと定量的にするにはちょっとデータがタナハシることと、Head. 3.3. 5との比較で、こちらはあまり用いないということでちょっと削除しております。
0:08:19	括弧2につきましては数学的モデル化についてはちょっと割愛させていただいております、次の4、ポイントの45ページですけど(3)で、EMISafety V構造を用いた線量当量率評価結果の傾向確認ということで、
0:08:35	中央で燃料の輸送容器体系と菅室長の容器差益での実測比較
0:08:43	MCNPファイルで解析の比較について、このような項目について、比較してましてということで、次のページに記載しております。
0:08:54	まず45ページ目につきましては、それぞれ、
0:08:58	実測値甘試験をした体系がどんなものかということで、使用済み燃料輸送容器体系が真ん中を
0:09:09	表ですけども、燃料輸送容器体系っていうのはこういう
0:09:14	要件ですとか、
0:09:16	乾式貯蔵容器体系はこのような条件ですよというのを整理してまして。
0:09:21	具体的には、
0:09:22	次の46ページ47ページに対応しております、
0:09:30	46ページにつきましては使用済み燃料の輸送容器体系でのベンチマークです。こちらにつきましても前回の時こそご紹介させていただいておりますが、次、
0:09:42	黒い、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:45	黒い点の測定値に対しまして、白抜きの、
0:09:50	計算値が比較的、その分布の傾向としましては、
0:09:56	よい一致を示してますということを示しております。
0:10:00	同じく、
0:10:01	47 ページ、こちらの乾式貯蔵容器大気ですけれども、こちらも前回もご紹介させていただいたものですけど、こちらは、
0:10:11	測定点数が少ないので、グラフという形になっておりませんけれども、
0:10:17	測定ポイントにおいて、強い場合、というか、こちらのテーブル算定済み を引用しているものの、実験値と測定値の
0:10:28	計算値の比較が比較的容易にして示しているということで、傾向は一致 していることを確認しております。
0:10:37	傾向 1 したということを確認した値、このMCNP Vでの評価値っていう、 この使用済み燃料のちょうど輸送容器待機で、
0:10:47	どのような値になってるのかっていうので、
0:10:50	次の 48 ページの(4)で、DOT3.5 による既認可評価値との同等性の確 認を実施しております。
0:10:59	こちらDOT3.5 につきましては、許認可実績が豊富でありまして、比較と して、適切だろうということを考えております。
0:11:09	比較対象としました。そ計算値評価値につきましては、MSF24PS型と 同じ体系でありますMSF24P型、
0:11:21	すいません、核燃料輸送物設計承認変更申請、変更承認申請。
0:11:30	農地中 77 燃料の収納時といたしました。各計算解析コードの計算方法 と、その条件につきましては、下の表に示しております。
0:11:43	下の表に移りますと、計算方法としてMCNPフォードとDOT3.5 並べて おりまして、
0:11:51	MCNP Vコードは、モンテカルロ法でやらせるということで、
0:11:56	放射線の小ツチヤさん直さ再現してます。評価益に対する放射線情報 をモンテカルロ法で統計的に処理するということところです。
0:12:05	DOT3.5 につきましては、ボチャン輸送方程式をSAの方へいきますと いうところで、違いがあります。線源強度につきましては、以前 2.2 で評 価しておりまして、同じものを持ち、
0:12:20	モデル化設定につきましては、こちらMCNPでは、3 次元全体をモデル 化するということに対して、DOT3.5 は、2 次元の円筒体系でモデル化 するというところで、
0:12:34	モデル化の 20 年 30 年というところで、違いが生じております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:39	はい。
0:12:40	ちょっと上の、ヤマネのところに戻りまして、3、3番目のところですけども、
0:12:47	DOT3.5を用いた評価手法というものは、許認可評価明認可評価におきまして、
0:12:55	保守性があるものとして、妥当であるということで認められているというところですよ。
0:13:02	その評価結果に対して、質疑の4ポツ目ですけども、MCNPV及びDOT3.5講座によるMSF24P型の表面とあと1メートルでの
0:13:14	線量で通り比較を、49ページ、次のページに示しております。
0:13:22	ちょっと先に結論から読ませさせていただきますと、DOT3.5コードの特性上のように、
0:13:29	モデルカーのやり方によって一部、東部と西部の方向に一部において、入湯料率の評価に差異が生じておりますが、その他の領域では、
0:13:40	線量当量率と傾向については、同様の結果がえられておりますということで、エミシンプリファイ部コードを使用済み燃料輸送貯蔵容器体系に適用した場合において、DOT3.5と比較して同等の結果がえられていると、いうことを確認しております。
0:13:56	したがいまして、MCNPVAコードにより、DOT3.5と同様に、妥当な考えられる履行確認を、
0:14:05	しております。
0:14:07	次の49ページ、パワポの49ページ目に参りまして、こちらが先ほど紹介しましたDOT3.5とMCNPファイルの解析値の比較でございます。
0:14:20	例えば左の図、ですけどもこちら下にモデル図を持っておりまして、それに対応して
0:14:30	燃料ユリコードからの距離に対する、線量当量率の比較を
0:14:36	距離を横軸、縦軸に扇状地を表して、それを表示したものでございます。これを見ていただくとわかります通り、
0:14:47	こちらの、基本的にはDOT3.5とMCNPΦ図が、同等の結果を終えられている。
0:14:54	側部方向の振動等であと1メートル、表面もあって1メートルも基本的には同様の意向を示している。
0:15:02	いうことを確認をしております。
0:15:05	DOT。
0:15:07	この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:08	MCNPVが一部差異があると申しましたけど、そちらにつきましては、
0:15:12	図、下に書きかえておりますが結果さんの要因として、モデルが違いますよというところでちょっと注記をしているというところがございます。
0:15:23	ただし、基本的には、
0:15:27	ちょっと3点ほど一致しているという結果を、
0:15:30	出ているということで、結論としましては、MCNPVは、この容器体系において、使用することが適切であるということを確認しております。
0:15:42	以上がまず、
0:15:44	指摘事項6に対する回答とさせていただきます。
0:15:57	規制庁松野です。
0:15:59	では一旦ここで、
0:16:01	説明を区切ってちょっと質疑の方に入りたいと思います。
0:16:07	郷さんから何かコメント、指摘等ありましたらお願いします。
0:16:15	規制庁の五行です。ご説明ありがとうございました。
0:16:19	前回の審査会合で、指摘したポイントをよく理解していただいて、
0:16:24	こちらもちらの意図に
0:16:28	沿ったような回答していただけたかと思います。
0:16:31	あと、説明方針については
0:16:37	特にこういう方向で異論はない。
0:16:40	とは思いますので、
0:16:43	ちょっと各論の細かいところの指摘になってしまうんですけども、
0:16:49	まず、
0:16:50	今の説明いただいた資料の41ページ目から見ていって、
0:16:56	所々に既認可コードっていう、
0:17:00	表現が出てくるんですけども、これは
0:17:04	既認可案件で使われた実績のあるコードという意味だというのは理解はできるんですけども、
0:17:10	この既認可コードって文字だけでもちづらだけ見しまうと、
0:17:14	コードそのものが
0:17:16	認可されて、自由自在に使えますよというふうにも読めてしまうんですけどこの言い回しっていうのは、一般的なものなんですかね。
0:17:24	他の解析分野も全部含めて、
0:17:28	よく使われるような表現なんでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:17:34	はい。三菱重工小畑です。一般的ではありませんのでちょっと今小郷さんがおっしゃったような意図で使っておりますのでちょっと表現については修正させていただきたいと思います。
0:17:50	規制庁の5項です。
0:17:52	はい。
0:17:55	意味としてはこちらは理解できますので、
0:17:58	読んだ人が誤解のないようにというぐらいのコメントだと思っていただければいいと思います。
0:18:04	続いて、
0:18:06	同じページの真ん中辺りに(2)の数学的モデル化についての一文がありますけども、
0:18:13	ここで解析会や参照会との比較でっていう話が出てきますけども、
0:18:20	もともとのこのシミュレーションガイドラインでこの数学的モデル化でいろんなことをやりなさいと書いてあって、
0:18:26	解析回位との比較でっていうのをそのナカノ会検証という、
0:18:31	プロセスの中で出てくるんですけども、
0:18:34	それまでの間に、
0:18:37	三つぐらいプロセスがあって、それが全本、合わせてこの数学的モデルかと、元のガイドラインの方では呼んでるんですが、
0:18:47	このロスアラームがやった、こんなことをコード検証として行いましたよというレポートの中で、
0:18:54	それは
0:18:56	あまり細かく分かれてはいないんですけども、
0:19:01	この会検証という作業だけではなくて、いろんなことをロスアラームが
0:19:06	開発しながら、
0:19:08	高度の品質保証みたいな活動をちゃんと取り組んでますよっていうのは多分読めると思うので、その辺りもちょっと一言。
0:19:17	書いてもらった方が、
0:19:20	いいかなと思うんですけども。
0:19:22	何か、
0:19:24	簡単に補足の分で書けそうなものっていうのは、
0:19:28	あるでしょうか。
0:19:31	三菱重工型です。今ご指摘いただいたところは、シミュレーションガイドラインに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:40	添に記載してある内容について、ろサウスでやってることが補足できればいいということでしょうかそれとも、
0:19:50	シミュレーションガイドライン夜間、
0:19:52	すいません。
0:19:53	シミュレーションガイドラインには関係なく、エデュケーションのところでも6社、ロスアトム菅谷っていうことをもう少し詳しく書けばいいということです。
0:20:07	はい。衛藤。一般的なコードのベリフィケーション作業として、過去、
0:20:12	ここでは解析解参照解との比較っていうのが、全面的にバーンと書いてありますけど、
0:20:18	もっと一般的にこんなことをやってるようですよっていうぐらいの、
0:20:25	感じでよくて、
0:20:27	学会標準のガイドラインにこんなことが書かれてくるそれに対応するものが、
0:20:32	こんなふうに満たされてますと網羅的に書くところまでは、必要はないかなと思いますが、どうでしょうか。
0:20:39	承知いたしました。
0:20:41	はい。筆筒でVerificationの段階でやってる内容についてちょっと補足。ここは一言で簡単に書いてますけど、これ以外でやってることを一言で、
0:20:54	次、
0:20:58	検討の方よろしくお願いします。
0:21:05	この、ちょっと46ページ目に飛んでもらって、
0:21:09	輸送容器体系の、
0:21:12	ベンチマーク実験の
0:21:15	ところですけども、
0:21:19	このベンチマーク実験との比較の話はもうあまり数値表に出さずに定性的にっていう方針で固められたということで、
0:21:28	あんまり
0:21:31	どれぐらい数字がずれてるとか何とかっていうところまでは、
0:21:35	はっきりさせなくてはいいいと思うんですが、
0:21:39	前回の審査会合でもちょっと指摘したところで、
0:21:45	このデータが基本的に測定値を上回ってますという一文のところ、審査会合のときは、
0:21:52	定量的な話をするのであれば、
0:21:54	例えば2倍上回っているんだったら、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:59	2倍上回るだけの理由は何ですかっていうのははっきりさせる必要があります。
0:22:04	っていうところは指摘したんですけども、
0:22:06	今回、
0:22:09	完全に定性的な方向に、
0:22:12	すると決めたということでそこまではっきりとはいらないんですけども、基本的に測定値を上回るっていうところにはやっぱり何かしらの理由づけが必要だと思うので、
0:22:23	ここも簡単で良いので、こういう事情があるから基本的には測定値を上回っていて、一部下回るところはこんな事情があるんですけどっていうのはここはちゃんと書かれているのでそのまま。
0:22:36	残してもらってっていうふうになればいいかと思うんですけども、測定値を上回るっていうのは、
0:22:45	一つ前のページの45ページ目のところに、いろいろと解析条件を変え、
0:22:51	いただいて、
0:22:53	ここにも現実的な設計
0:22:55	例としていますよというのが書かれてはいるんですけども、
0:22:59	これも前回の審査会合の、
0:23:01	あの中で、
0:23:03	三菱重工の方から一部発言があったかと思うんですけども、
0:23:07	一部の解析条件の中ではやっぱり保守性を見てるような、
0:23:11	保守性が残っているようなものもあったり、包絡性を、
0:23:16	表現するためにどうしても保守側に寄せないといけないというような条件があるというのは、ここを見ればわかると思うので、
0:23:23	その辺りオカ簡単に次のページの、
0:23:27	ところで補足して、だから、基本的に測定値が上回っていてこれは、
0:23:32	設定した条件に対応して、適切な評価結果替えられてますっていうふうにした方が良くと思うんですがいかがでしょうか。
0:23:43	はい。三菱重工緒方です。今のご指摘の件ですけども45ページの方には
0:23:51	公開文献で記載されている状況が、条件が一通り記載されております。ただ、これだけの条件ですと、正確には、
0:24:02	どういう理由かってのはわからないかもしれませんが、ただこの中で例えば、下から2番目の三つで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:10	塑性率については最初に図示をしてとかそういったものはありますので、明らかに要因の一つとしては、
0:24:20	その実測値の方が高くなる要因の一つとしてはこういったものがあると、いうことは
0:24:26	お伝えできるかなと考えておりますのでちょっとその方向で提起させていただきたいと思います。
0:24:33	規制庁の五行です。はい。後よろしく検討の方よろしく申し上げます。
0:24:39	それから、
0:24:44	最後の 49 ページ目のところなんですけど、
0:24:51	二つ図があって左側の
0:24:54	キャスクの表面の線量当量率の
0:24:57	比較を示した図のところ、
0:25:00	①と書かれてある。
0:25:03	DOT3.5の方が、評価結果が高くてMCNPVの方が低く出てますよってところの説明として、
0:25:11	都道と3.5の、
0:25:14	評価の方は2次元体系の制限があって、非常に保守的な、
0:25:19	ことをやっているから当然こう、こうなりますよというのは、その説明はよくわかるので、
0:25:24	特に安全上問題はないっていうのは理解はしています。
0:25:30	ただ、
0:25:33	MCNPでちゃんと
0:25:36	こういうタイ綺麗なモデルを作って出てきた結果が、この
0:25:41	結果で妥当であるのかどうなのかっていうのが、
0:25:47	この結果だけで本当にそうなんですかっていうのは、うまく説明するのは確かに難しいので、
0:25:54	ちょっとここをどうしようかなっていうのが、今悩んでるところではあるんですけども、ただ結果として、
0:26:01	このMCNPVコードの結果低く出てる結果が、
0:26:06	非常に大きな間違いを含んで、
0:26:09	何かしらの都合で線量当量率が2000を超えるような、そんなことはないっていうのはもうはっきり理解は、
0:26:15	してるんですけども、
0:26:17	この二つの比較が、これで大丈夫なのかどうかとかっていうのは、
0:26:25	ちょっと悩ましいところがあるので、ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:29	強行して欲しいとか、こうじゃないですかっていうところまだいえる段階ではないんですけども、
0:26:35	ちょっと後になってここをコメントで増え、ふやすかもしれませんので、
0:26:40	その時はちょっと対応をお願いしたいんですけども、簡単に補足してもらおう程度で、
0:26:46	よいかとは思いますが、ちょっと気にしといていただければ、
0:26:50	ありがたいかなと思います。
0:26:54	はい。一条オガタで承知いたしました。せ
0:26:59	DOT3.5の方はこの部分については高いというのがありますが
0:27:06	等
0:27:08	46 ページ 47 ページの電池が福祉券を使う。
0:27:13	ていう、ちょっと補足するっていうのもあるのかなというふうにはちょっと考えていたところでございます。
0:27:22	規制庁の郷です。ちょっと、審査側でも、
0:27:26	内部で意見交換しながらどうするか考えたいと思いますので、
0:27:30	もうちょっとコメントを追加するようなことがあれば、対応いただければありがたいと思います。
0:27:38	イシイクボタで承知いたしました。
0:27:42	はい。規制庁の郷です。ちょっと 41 ページ目に戻ってもらって、
0:27:56	この
0:27:56	今回のこの指摘事項に対する回答。
0:28:00	の部分が二分で書かれていて、
0:28:03	ここで、
0:28:10	適用妥当性について説明するために、
0:28:14	大きく二つのことをやっていますというのが赤い
0:28:19	か書いてあって、
0:28:23	一つが、
0:28:28	コード検証の一連の作業で、MCNP V 行動、定性的に、
0:28:35	基本的な性能を満たしてますよっていうのを、説明してもらって、
0:28:41	下に第二段階として、
0:28:46	禁忌認可の案案件。
0:28:49	の解析と、
0:28:51	DOT3.5 でやった結果と、MCNP V コードと比較して、同等の結果になることを示しますよ。
0:28:59	ていうのがあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:04	最終的に
0:29:06	MCNPVが、
0:29:09	今。
0:29:10	この型式に適用できるかどうかというのは、
0:29:14	そっからもう一つ、段階を踏んで、
0:29:22	DOT3.5との比較で同等な結果が、
0:29:25	られて、その元企画タイサノ. 3.5は保守的な手法。
0:29:31	で、計算されて保守的な、評価結果が獲られたものである。
0:29:36	で、
0:29:36	それと比較してMCNPVが同等の結果を出せますよ。で、
0:29:43	それを
0:29:45	申請対象の
0:29:47	の
0:29:50	キャスクの安全解析に用いたときに、
0:29:54	そのときと同じ解析条件、回数改正条件設定の考え方を採用している ので、
0:30:01	この型式に対しても、と同じくだ。
0:30:05	保守的で妥当な解析結果がえられていますよっていうところまで言い切 って欲しいんですけども。
0:30:13	特にこれは何かデータ捕捉して欲しいとかいう話ではなくて、
0:30:21	機器民間三菱重工、
0:30:24	既認可案件との比較で、
0:30:29	こういう使い方こういう条件設定の仕方をすれば、保守的な結果がえら れるということが確認されて、それに踏襲されたやり方を
0:30:40	安全解析でも設定して行っているので、
0:30:44	行うことで保守的な結果妥当な結果が、
0:30:48	られますっていうそういう、ただ文書で書けばいいぐらいだと思うんです けども。
0:30:54	そういう対応はできるでしょうか。
0:30:59	三菱重工緒方です。ただいまのご指摘につきましては、48ページに、48 ページの方に、
0:31:09	の4番目の江尻のところに記載してる内容かなというふうに考えており まして、確かにご指摘の41ページの方にはちょっとこのような、
0:31:22	最後の、等というか、結論に持っていくための、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:29	判断で判断が要するというか、抜けてるかなと考えますのでちょっとそこにつきまして 48 ページ記載内容をちょっと要約して追記させていただきたいと思います。
0:31:43	はい、規制庁の 5 項です。
0:31:45	どこにどのように書くかというのはお任せしますけども、今回の一連のこの確認の中ではっきりさせたのが、MCNP V コードが、どんなときも間違いなく妥当な使い方ができますよという話ではなくて、
0:32:01	今回、いろいろな条件付で、
0:32:04	こういう場合にこういう使い方をしたと。常盤。
0:32:08	少なくとも、保守的な解析結果がえられるということが確認さ。
0:32:13	されたのでそういう使い方をして
0:32:16	安全解析を行います行いました。
0:32:19	そういうことが読み取れば良いと思いますので、
0:32:22	それを、
0:32:24	念頭に検討いただければいいかなと思います。
0:32:49	すいません今のコメント聞こえてましたか。
0:32:52	はい。すいません。はい、三菱重工型です。承知いたしました。
0:32:58	はい。
0:33:05	ちょっと続いて補足説明資料の方でも、
0:33:11	ちょっとお聞きしたいところが何点かあるんですけども、
0:33:20	えっと資料 1-3 の方で、
0:33:32	通し番号の 28 ページ目。
0:33:36	②MCNP V コードの妥当性確認というところ。
0:33:42	ですね。
0:33:46	ここも表現上の問題程度んな話なんですけども、
0:33:54	例えば、今の②の、
0:33:58	項目の上から 7 行目のところ、
0:34:03	2、数学的モデル化における不確かさ及び物理的モデルにおける不確かさの定量化を統合して妥当性確認実験がっている表現があるんですけども、
0:34:16	何かここが日本語として通ってないような感じがして、
0:34:24	もともとこのシミュレーションガイドラインに出てくる用語を並べるとちょっと日本語が崩れてきてしまうところがあるので、
0:34:32	多分ここで言いたいことは、数学的モデル化の作業で、明確にした不確かさ、それと物理的モデル化で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:41	明確にした不確かさ。
0:34:44	これを両方とも定量化して統合してっていう話だと思うので、
0:34:50	ちょっと読み直して、
0:34:52	あまりこのシミュレーションガイドラインの知識が豊富じゃない人でも読んでわかるように、
0:34:58	アノンなればいいかなと思うんですけども、いかがでしょうか。
0:35:04	はい。三菱重工和田です。ちょっとこちらの文章はシミュレーションガイドライン。
0:35:09	を参考にちょっと記載したところがありまして、わかりにくいかなというところがありますので、できるなり、もう少しわかりやすい文章にさせていただきます。
0:35:23	規制庁の五行です。よろしくお願いします。
0:35:35	あとはとこ、ここの項目の中で、
0:35:40	何回も出てくる数学的モデル化がどうか物理的モデル化がどうか、
0:35:45	ガイドラインに載ってる。
0:35:49	話から始まって、どこ。
0:35:51	だったらガイドラインに則ってしまったら定量化の話になってしまうので、
0:35:57	定性的な評価で収めるために、ここはこう読みかえますよとか、
0:36:02	ここはこういうやり方で大、
0:36:06	代替させますよというのが、
0:36:09	ずっと書かれてきてるんですけども、
0:36:11	ここも
0:36:16	もちょっと整理されると。
0:36:19	読んでてわかりやすいかなというところがいくつかあって、
0:36:25	例えば、物理的モデル化っていう、
0:36:30	ガイドラインがある。
0:36:34	ガイドラインに書かれている。
0:36:37	作業はでき、
0:36:40	全部やりきれないから代わりにこうしますよと書いたらそのあとは、そのあとにまた物理的モデル化っていう、
0:36:47	表現が出てくると。
0:36:49	結局どっちをやってるんだっていう話になりかねないので、
0:36:54	ここはこう読みかえますよといった、言ったらそこで、この作業はこう呼びますよというのをちゃんと定義して、その中でこんな作業をして、こういう結果がえられましたというのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:37:06	わかるようになると、
0:37:11	もっと論理展開がうまく
0:37:13	さらによくわかるようになると思うんですけども、その辺の整理もできそうでしょうか。
0:37:22	はい。三菱重工型です。今のご指摘のところにつきましては、②の一段落目で
0:37:31	と言っているんですけど、2段落目でも同じような言葉を使って、
0:37:38	ちょっとわかりづらくなっていると。それ以降の(1)(2)(3)でも、モデル化とか、
0:37:47	そのようなことを記載しておりますけどちょっとわかりづらいという指摘だとの理解です。
0:37:54	こちらにつきましては、今、ご指摘のありました、その読みかえするところは1回どこかで、
0:38:01	定義をした上で2節、その次の文章では、読みかえた文章、用語で、
0:38:10	にするとちょっとわかりやすくさせていただきたいと思います。
0:38:17	はい。よろしくお願いします。
0:38:46	他ありました。はい。
0:38:51	原子力規制庁の戸ヶ崎です
0:38:54	私はちょっと41ページから3%ちょっと整理だけの話なんですけど、
0:39:02	さ、先ほどちょっと話があった
0:39:06	41ページの下(2)のところなんですけど、
0:39:10	この42ページ以降は、
0:39:15	その(1)(3)(4)の説明はあるんですけど、
0:39:21	(2)の説明のところがな、ないないんですけど、
0:39:28	先ほど話されたようなことでもいいんですけど、(2)の方に、
0:39:33	説明を追加していただくことは可能ですか。
0:39:40	はい。三菱重工尾形です。ちょっと今回追加できておりませんが、同じような、これまで説明させていただいた内容をちょっと追加いたします。
0:39:53	はい。ありがとうございます。規制庁のトガサキです。それとですね4、41ページの、
0:40:00	中で度ベンチマークという言葉が使われてるんですけど、
0:40:06	42ページ以降も、そのベンチマークという言葉が使われてるんですけど、
0:40:14	ここの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:16	(1)と(3)のベンチマークというのは同じで、(2)のベンチマークっていうのは違うものっていうふうに考えてよろしいですか。
0:40:27	厳しい形です。(2)のベンチマークは、ここの(3)の現地マークと呼んでいる、試験内容、実験内容が異なるものになります。
0:40:41	はい。
0:40:43	わかりました
0:40:46	(1)と(3)側をね、同じだと思いますのでそれが同じであるということと、あと、(2)のベンチマークが違うものだっていうのが、
0:40:57	わかるように、(2)の文章を追加するときに、
0:41:03	工夫をお願いしたいと思います。
0:41:07	以上です。
0:41:10	はい。三菱重工型で承知いたしました。
0:41:19	他ありますでしょうか。
0:41:27	規制庁のトガサキですけど 43 ページところの、
0:41:34	この右の一番右の欄のところなんですけど、
0:41:39	このですね。
0:41:41	一時、統制システム接した状態設定っていうところなんですけど、この左の方の欄でいうとどこに関係するものなんですか。特に、
0:41:53	この左のやつを比較すると、
0:41:56	ほとんど同じなんですけど、
0:41:59	さあ、一番最後のところのそのバスケットの話とか、下が中央側に良い
0:42:06	溶接給与導入好きですか、そういうところが違ってらんですけど。
0:42:13	そこら辺と関係するものなんですか。
0:42:19	はい。三菱重工尾形です。土佐。
0:42:22	是正か。
0:42:24	ふうにはバスケットの均一化っていうのは変わりはありませんで、主要済み燃料の釜宣言として設定しているんですけども、使用済み燃料が、
0:42:36	どのような、
0:42:39	ところと、
0:42:40	隣接しているかというところになりまして線源形状のところ、
0:42:47	一番右の欄のものを記載をしております。
0:42:57	すいません、ちょっと回答になるんですねホカホカのところは他のところは大体

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:05	最高認証動を各領域で設定とかですね、濃縮でももう線源強度に多分関係する。
0:43:13	ところだってわかるんですけど、これ
0:43:18	ですね先ほどの 43 ページの保守性のところが、ちょっと
0:43:25	この時あれですね。
0:43:26	実機と、コアのベンチマークとの間で、
0:43:30	どういうふうの違いがあるのかってのはちょっとわかんなかったんで、
0:43:37	そこら辺が、
0:43:40	わかるような、この表に何か書くことっていうの難しいんですか。
0:43:47	ここの逆にちょっとですねベンチマークの真ん中のバスケットはどういうふうに考慮してるんですか。あと、真ん中、ベンチマークの真ん中にある下側中央側。
0:43:59	女性付けが寄りつきってのはこれは集合体の孤島を言ってるんですか。その場合に、24 型とか、乾式貯蔵のベンチマークでそのコールがどうなってるのかとかですね。
0:44:14	その、ちょっと違うところがちょっと考慮されてるのかされてないのかわからないんで、
0:44:21	そこら辺をちょっと教えてもらいたと思います。
0:44:28	えっと、はい。三菱重工形です。一番右の型式指定の評価につきましてはこちらは型式指定だけはこのように燃料集合体を、
0:44:41	一次蓋と接した状態で、してるということで、この弁、真ん中のベンチマークと右側のベンチマークではどうやってるかっていうと、
0:44:57	これは、
0:44:59	普通 90 万円。
0:45:01	実形状でやっておりますので今回の指名政府 24 ページだけが、この三つの中では違うっていう設定になっております。
0:45:19	集合体の線源形状として、
0:45:27	この左側に書いてある通りなんですけどその燃料集合体がどこにあるかということで、どこの位置にあるかということで、右側の 24PS は一次蓋と接した状況ということに記載しております、
0:45:44	もうちょっとわかりにくい記載かもしれません。
0:45:49	すいません規制庁のトガサキですけど、この真ん中のベンチマークの下側中央側寄り付きっていうのは、これ、集合体を下側で、
0:46:01	水平方向だと真ん中に置いているっていうことなんですとかそれとも技術家先ほど実形状と言ったので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:10	実形状
0:46:12	宇和そうなんですけどそういうあれなんですかその下側とか中央側に寄せているんですか。
0:46:22	はい。三菱重工が達成と、その 46 ページ目をご覧いただきたいんですけども、この 45 ページが、
0:46:30	公開されている解析モデルでございまして、この
0:46:35	中に、
0:46:37	真ん中に白い線、丸井。
0:46:42	赤い四角がありますけどそこが上部プレナム上部構造材の線源 1 でその下にずっと白い。
0:46:51	スペースがあると思うんですけどもそれが燃料集合体で、それが
0:46:57	この解析条件、
0:47:00	合うようなモデルになった。
0:47:04	解析条件の通りのこのようなモデルになってますよというところがございます。
0:47:09	片や、
0:47:11	えっと、
0:47:12	今回の 24 ページは、どのようなモデルになってるかっていうと、ちょっと資料飛んで恐縮ですけども、例えばですけども、
0:47:24	資料の、
0:47:25	1-3 を、通し番号 20 ページ辺りから、モデルが載っておりますけれども、
0:47:38	モデルが、二重燃料集合体が、
0:47:42	引ついたようなモデルになっていると、いうことが、
0:47:50	違いということになります。
0:47:56	規制庁のトガサキですすいませんだからこの、
0:48:00	下側中央部に湯つきって書いてあるんですけど、書いてありますけどそれが 46 ページの、
0:48:09	下がその実形状ではなくてそれを下側にしてるってことなんですか。
0:48:16	ちょっと実形状と従う途中、アノちゅ中央側に寄りつきっていうのがわかんなかったんですけど。
0:48:36	三菱重工型です。都市についてっていうのは、この 46 ページ目の図で、下側に落ちてるという理解です。
0:48:51	月曜側に売るっていうのは、おそらくですけども、
0:48:58	真ん中にその集合体を左右じゃなくて真ん中におい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:06	で、実際はちょっと再動くかもしれないんですけども、真ん中に置いてるって理解であります。
0:49:15	それはすいませんちょっとだからちょっとですねこの、
0:49:19	郡司実形状と、この 24Pとどういうベンチマークの 1 人二つでやり続け計上に対して、
0:49:29	どうどういうふうに保守的に考慮されているのかというのがちょっとわからなくてですね。
0:49:35	多分素行だから
0:49:38	実形状はこうなんだけど、24Pでは、それは宇井福田の方にイダウエダ 2 個上げてるんですけど、その真ん中のベンチマークではそれをした下側にしてて、
0:49:50	それで三つ目は、実形状のままだったりスケジュールのままになってるとかですね、そういうのをわかるようにしていただくと、可能ですか。
0:50:05	はい三菱重工型です。
0:50:07	ベンチマークにつきましてはちょっとわかるようになりますけれども、24P S型につきましては、実形状はこうだけど、
0:50:15	1 二つ下接するようにしていると、そういったことをちょっと追記させていただきます。
0:50:23	ベンチマークの方もだからその実形状に対して、そのままなのか、ちょっと真ん中の場合はそれを下側にしてるってことなので、
0:50:32	下側が保守的かどうかとちょっとわかんないんですけど、
0:50:36	そういう条件の違いがあるってことの説明っていうのはできないですか。
0:50:53	就航型です。はい。ちょっと、
0:50:57	ちょっとベンチマークではないんですけども、24P型につきましては輸送中の燃料等の湯、移動するかもしれないということを考慮して、
0:51:10	取りますと、燃料集合体が一次蓋と接した状態と接記載はしておりますけれども、下のフタミを瀬下して、要請した状態というふうにしておりますので、
0:51:23	その点は
0:51:25	衛藤。
0:51:27	この 24PS型については、両方の観点、上部定義の観点で、保守的な設定になっているといったことをちょっと、
0:51:35	主に修正させていただきたいと思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:39	わかりました。ありがとうございます。あと、すみませんバスケットの話は、この真ん中のベンチマークはどういうふうに考慮されてるんですか。
0:51:58	はい。三菱重工、尾形です。
0:52:00	ちょっと詳細には記載されてないので、ちょっと何とも言えないのでちょっと変え期待はしていないという状況でございます。
0:52:10	わかりました。
0:52:13	あと44ページの方は、
0:52:17	これは
0:52:21	バーナブルポイズンとかのところは、
0:52:24	これはあれなんですね。
0:52:27	だから、リンの減損を考慮してるのは、
0:52:32	一応、どこ、ベンチマークも含めて、組成はカタログ値なんですけど、
0:52:38	原則考慮してるのは24ページだけで考えてよろしいですか。
0:52:47	三菱重工型へと、ちょっと読み取れる範囲ではそうだと考えております。
0:52:53	あと、バーナブルポイズン集合体の遮へい効果を、
0:52:58	無視してるのNo24Pだけと考えるとよろしいですか。
0:53:05	ちょっとそちらについてもベンチマーク食うがどうなってるかってのはちょっと記載がないのでわかりませんが、ただ
0:53:14	24PS形では、その遮へい効果の無視ということで、BPの重要といったことは、線源強度だけ見ているという状況でございます。
0:53:28	わかるじゃ、ここがあれなんですねその保守で補充性の説明をしてるだけじゃなくて、わかっている情報を変えてるっていう理解でよろしいですか。
0:53:39	はい現地の関係につきましては公開されている情報でしか入手できておりませんので、その範囲で、このMSF24PS形等の比較をする際に、一致し、
0:53:55	同じようなモデル体系で、であることがわかるように、線源強度も含めての、同じような状況ということがわかるように、整理してございます。
0:54:10	はい、わかりました。私からは以上です。
0:54:26	規制庁松野です。
0:54:28	ちょっと私の方から、1点あるんですけども、
0:54:34	今回、その会合でMCNPの指摘事項の回答として、
0:54:43	41ページ目から、
0:54:46	49ページ目にかけてこう説明されるんですけど、
0:54:51	その中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:53	49 ページ目だけが、
0:54:56	もうほとんどこれ非公開扱いになってるんですけど、
0:55:01	確かにこの比較の中で、具体的に値が書かれているので、この辺りが商業機密になるのかなと。
0:55:11	思いますけども、その下の、
0:55:14	差異の要因なんですけど、
0:55:16	これ、
0:55:18	会合の場では説明されないんですか。
0:55:28	次進行形です。
0:55:31	そうですね
0:55:38	できる限り、説明したいとは考えておりますけれども、
0:55:54	厳しい形です。ちょっとマスキングの、
0:56:00	範囲についてはちょっと説明の内容を考慮してちょっと見直しさせていただきたいと思います。
0:56:07	限定するなど見直させていただきたいと思います。規制庁松野です。この要因については結構重要な点だと思いますので、なるべく最小限のマスキングでちょっとお願いできればと思い
0:56:21	三菱製鋼方で承知しました。
0:56:33	規制庁松野です。では遮へいについてのこちらからの事実確認等は、以上となります。
0:56:43	では、次の説明をお願いできればと思います
0:56:52	はい、では、三菱重工方から、資料の 1-6MCNPファイルコードにより、当事者へ評価結果につきまして、ご説明させていただきます。
0:57:05	資料の 1-6 でございます。
0:57:09	はい。
0:57:10	こちらにつきましては、めくって 3、通し番号 3 ページ、右下 3 ページ目ですけれども、
0:57:18	添付 16 アノ岩盤規則の 71 条に定める技術上の基準への適合性に関する説明書のうち、6 章の遮へいに関する事で、
0:57:32	DOT3.5 公園に対して行ったエミ 1000Φコードの結果について提示したものでございます。
0:57:39	比較としましては、
0:57:42	真ん中が 2 ポツの 3 段落目の 1 のより良い一つ二つ、上のところですけども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:54	ここでは、通常時とモデル条件が異なる特別な試験条件下の側部方向について、1077 燃料の代表として示しております。
0:58:06	次の 4 ページ目ですけれども、めくって 4 ページ目、1 票ですけど、こちら、評価条件の比較で、6 章の策定につきましては、DOT3.5 に対して、今後、
0:58:20	この資料ではMCNP Vを使用してますと。
0:58:24	計算方法に、先方に対してモンテカルロ法と、
0:58:28	につきましては、ジェンドルさんさんベースは同じなんですけども、
0:58:36	労働省の方は、takeSLIVJ33 でMCNPファイルの方はFSA薬J33 と γ線はMCP分 84 ということにしております。
0:58:47	線源強度と収納物の条件は同じです。
0:58:50	評価モデルは、土壌の方が 2 次元に対しまして、エミ 1000tファイブが 30 円ということになっております。
0:59:00	めくって、5 ページ目ですけど、こちらが評価んちに示しているもので す。
0:59:06	MっていうのはMCNPっていうのが、DOT3.5 の評価点になります。
0:59:12	ちょっと詳細は割愛させていただきますけど、7 ページ目が、その評価 結果でございます。こちら通常輸送時で、
0:59:22	7 ページ目、8 ページ目、通常輸送時と、
0:59:27	一般と特別の試験条件下の結果です。7 ページ目ですけど、こちらにつ きましては、
0:59:35	先ほどのパワポの資料でもちょっと一部ありました通り、経営方向の⑦ といったようなところで、大きく、
0:59:45	線量を大きく言うとあれですけども、線量の通りの結果が、表面で違い ますよというところになっております。
0:59:55	めくって 8 ページ目ですけどこちらは一般特別の試験条件下で、上が 一般下が特別の結果です。こちらも一般については
1:00:07	その前の文章と同じ結果なんですけども、平米の方で差異があります ねと。頭部の径方向も差異がありますねというところ。
1:00:18	特別の方につきましては、穴があいているという条件で、不足分が一番 高くなっておりまして、そのところで差異が生じてますねという結果に なっております。
1:00:33	119 ページ 10 ページの方からして、次は 11 ページ目は、15 時でも同じ ような結果が載ってますというところでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:00:46	ちょっと飛びまして 13 ページ目ですけれども、特別の試験条件下で側部方向で、浅井がありましたねということを先ほど説明させていただきましたけれども、
1:00:58	その要因についてこちらで整理しているものでございます。
1:01:03	上が上のグラフが、
1:01:07	真ん中にモデル図と書いているんですけども、モデルと同じように、2、燃料有効部中心からの距離を、横軸に縦軸に線量当量率をとったものです。
1:01:18	ちょっとグラフが縮尺が悪いんですけども、
1:01:22	一番上に基準線量当量率を書いていますと、10 ミリ、101 番 $\mu\text{Sv}\%$ です。
1:01:30	それに対して十分小さな値は値なんですけれども、DOT3.5 は、
1:01:36	下線のような結果、事務処理ファイルは実線の結果となっております。
1:01:41	で、先ほど差異がありましたというところなんですけど、穴があいているというところは、もう同等、同様な値なんですけれども、
1:01:51	四角 1 というところで、No. 3.5 では、とか、SAのほうに基づいていますので、ちょっと角度運転したがつて、計算しているというところで、
1:02:03	ちょっとその影響が出たのかなというふうに考えておまして、その結果ちょっと二つ、ここが二つできている。
1:02:10	線量率があったというふうに考えております。ただし、いずれにしても、
1:02:16	基準値であることは、満足しているというのが確認できておりますということでございます。
1:02:40	はい。
1:02:41	14 ページ以降が別紙 1 としましてFFPVの層序解析ということで、
1:02:49	ケースの先ほどご説明したなりの方のことを記載をしておりますので、ちょっとこちらの説明はちょっと割愛させていただきます。
1:03:01	以上が、
1:03:03	MCNPファームの輸送事業者の説明になります。
1:03:12	規制庁松田です。またここで一旦、
1:03:16	切らせていただきますけども何か質問、確認等ありましたらお願いします。
1:03:28	規制庁の郷です。今の資料の通し番号 13 ページ目の、
1:03:35	特別の試験条件の相田荒から出てきた線量のところですけども、
1:03:44	基準値の 10 分の 1 にも満たないので、
1:03:48	安全上全然問題ないというのはっきりしてと。
1:03:52	ちょっと分布に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	特徴が出たというところで、何か安全上問題があるかって話ではないので、参考程度として聞いてみたいんですけども、DOT3.5で、
1:04:07	アマノ中新よりもちょっと離れたところに瘤が二つ、脇にできてるっていうのは、
1:04:14	これは、DOT3.5の解析モデルが、
1:04:17	この燃料有効部中心0のところ、
1:04:21	半分に切られたモデルでやったから、
1:04:25	ということなんですか。
1:04:30	コードについては、
1:04:32	ご認識いただいている通り、中心穴の中心で上下分けております。穴の中心に対しては角度分点、
1:04:41	Nineと、何といい小さな値で、少し中心から上下、
1:04:48	分かれたところに大きな活動分点の値が割り振られていてその影響で、
1:04:54	中心から少し離れた位置に、
1:04:58	ピークとなる昆布のような状態になっていると考えております。
1:05:04	ろうということでした。
1:05:07	はい。規制庁の郷です。ということは
1:05:12	このグラフの横軸の0のところに、
1:05:16	メッシュの境界線が来るから、
1:05:20	ここよりもちょっとは離れたところに、中心の強いところの、
1:05:26	戦争があるある程度集中してちょっと強く見えてるってただそれだけの話ですよ。
1:05:34	はい。アノ受三菱工場ですか。その通りでございます。
1:05:40	はい、ありがとうございます。
1:05:42	それで、
1:05:44	ちょっと別紙1の方なんですけども、
1:05:48	これは
1:05:49	輸送の安全解析書、MCNPの
1:05:53	開解析結果で、
1:05:58	と書いたものだと思うんですけども、
1:06:01	例えば、2、通し番号で27ページの、
1:06:05	ところに、
1:06:07	解析モデルの
1:06:10	条件というのが書かれているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:18	こっちの別紙 1 の中で、
1:06:21	キャスクの中の収納部をどうやってモデル化したかっていうのが、
1:06:25	ちょっと見当たらなかったんですけども。
1:06:30	先ほど説明された資料の中では、キャビティ内は現実的にモデル化したというのが確か彼とかに出てきたかと思うんですけども、それに相当するものっていうのがこの別紙 1 のどこどっかに書かれていますか。
1:06:49	はい。
1:06:51	これちょっと、
1:06:53	フィーダーそうですねキャビティ内のモデル、管理しては、
1:06:59	少し、
1:07:01	被災がされてない部分がありますので、
1:07:10	初動時のものと合わせるような形で整理を追記させていただきます。
1:07:16	三菱の豊田でした。
1:07:19	はい規制庁の起こる。
1:07:20	とおんなじところで電熱品を
1:07:26	側部中性子遮へい材のナカノ。
1:07:30	に入ってる。どうも電熱付近の、
1:07:33	モデルが均一化されてるのか、形を再現してるの。
1:07:37	どんな形をしてるのかっていうのも見当たらないんですけどここはどうなってるんでしょう。
1:07:44	はい。次、豊田です。熱費につきましては実形状を模擬して
1:07:51	レジンの中に、板状のどの電熱品が入っているという実形状に即したモデルを貯蔵時と、
1:08:02	同様に設定をしていますので、そちらについても、地域で説明させ、説明をさせていただきます。
1:08:12	はい。規制庁の郷です。
1:08:14	それであれば、29 ページ目の特別の試験条件のところで、
1:08:21	抽選遮へい材が巻い。
1:08:24	燃えて半分に、
1:08:27	んなるという想定で密度半分にしますよっていうのは、
1:08:31	前月比はもう進ん全部残っていて、
1:08:35	中性子遮へい材のところだけ飲んのみ密度が、
1:08:39	別の
1:08:41	マテリアルとして設定されてるので、全然関係ない話になるから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:46	中性子遮へい材だけが半分になってますっていうそういうモデルということで大丈夫なんですよ。
1:08:54	三菱重工豊田です。はい
1:08:57	その後に時期では問題ありません。
1:09:01	はい。規制庁の郷です。はい。先ほど回答があったように、その辺がわかるように、
1:09:08	箇条書きに加えるなり、
1:09:11	と、必要であればその
1:09:15	例えば 28 ページに、
1:09:17	断面図が載ってますけど横の断面図が必要であれば、載せるか載せないかってそういう検討もちょっとしていただければいいかなと思います。
1:09:31	三菱重工豊田です。横波について検討させていただきます。
1:09:44	他ありますでしょうか。
1:10:04	規制庁松野です。
1:10:07	一応こちらの追加の確認等は以上ですので、また次の説明をお願いします。
1:10:17	はい、三菱サイトウです。
1:10:19	そうしましたら、それで外運搬規則適合性に関わる部分の、
1:10:26	前回ヒアリングのコメントを踏まえた修正、
1:10:32	等についてご説明させていただきます。
1:10:35	用いる資料はヒロイミツイでございます。
1:10:40	資料 1-1 ににつきまして
1:10:44	一通りですね前回、ヒアリングの方で説明をさせていただきました。
1:10:50	その中でですね
1:10:53	大きなコメントとしてございましたのが、先行の列先行電力さんの選挙設計承認
1:11:00	と異なる部分につきまして
1:11:04	大きく一つ、
1:11:08	ございましてそれがですね、江藤資料 1-1 の 7 ページになりますけれども、
1:11:16	構成
1:11:18	記載事項の差異というところで、
1:11:21	この中でですね 5 章、
1:11:24	税務書類 13 の構成の中の 5 章の構造解析の中で、
1:11:31	キャスクのですね構成部材の

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:35	分類としてですね、あそこの該当、
1:11:39	応答のですね別紙について、金属キャスク構造規格の中間等、
1:11:45	設計基準を用いて評価を行うというのを入れさせていただいておりました。
1:11:51	先行の設計では、ここはですね、金属キャスク構造規格ではなく、
1:11:58	機械学会の設計建設規格を、
1:12:01	利用するという形でございました。
1:12:04	以前、中間、金属キャスク構造規格の中間胴の基準を適用するといった、
1:12:11	背景はですね、貯蔵側のですね、技術基準規則適合の中で、
1:12:17	金属キャスク構造規格が中間度を適用していたからという。
1:12:20	形で統一した設定にしているというのが理由でございましたけれども、ここにつきましては先行の設計書に合わせると、
1:12:31	いう形で見直しの方をさせていただきました。
1:12:35	ですので、この大野庄野ですね保障へのところには
1:12:40	比較の差異というのは、今は出てきてないということになってございます。
1:12:46	データ申請書の方はですね、
1:12:49	9万本を
1:12:51	企画、
1:12:52	そ、評価しておりますけれども、
1:12:54	こちらの際にですねそこは改めさせていただきたいと考えてございます。
1:13:02	この7ページの表でございますけれども、先ほど申し上げた人以外はですね、特に変更の方は入れてございません。
1:13:15	大きな見直しの点というのは、以上でございます、この資料のですね、修正意見、コメントがあったのでその修正点の内容について、
1:13:27	概略紹介、説明させていただきたいと思います。
1:13:32	資料の3ページでございます。
1:13:37	申請範囲という。
1:13:40	ページになりますけれども、以前は申請範囲と、あと審査対象部位というような、
1:13:47	名前にしてございまして、ちょっとその分、その言葉の定義がわかりづらいということがございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:54	改めてこちらの方でお話をさせていただいたものがこちらのページになりますけれども、部品に対しましても、申請範囲と、
1:14:02	いう形で表現を統一した、させていただいております。
1:14:08	表の中にですね 0 であったり三角であったりとかいうところの記号が載っておりますけれどもこの文には一切書いてございません。
1:14:18	それから、こちらの表のですね一番注記の一番下に、
1:14:23	補足という欄を追加をさせていただいてます。
1:14:29	参事部した後ですね緩衝体。
1:14:32	それから、
1:14:33	モニタリングポートカバープレートというのが輸送時に使われますけれども、
1:14:38	これらの部品がですね、
1:14:40	型式証明の段階で、
1:14:44	どういった整理を、
1:14:45	受けて、このような今現状の、
1:14:48	申請範囲の定義になってるのかというところを、
1:14:51	追加するよにということがありましたので、当時の背景を、当時、調整させていただいた結果を、こちらの方に記載をしております。
1:15:02	補足のところですが、
1:15:04	モニタリングポートカバープレートとあと輸送用の参事豚につきましては、
1:15:08	輸送時にですね、キャッシュオンとともに密封機能を担保するぐらい。
1:15:13	になります。
1:15:15	あと設置許可の、
1:15:17	基準規則第二条の定義におきましては、
1:15:22	下に抜粋を入れておりますけれども、
1:15:24	外運搬規則の第 6 条または第 7 条と 11 条。
1:15:29	適合するものという前提に立って、
1:15:32	これらにつきましては特定金融加速として分類をされているものになります。
1:15:39	それから、輸送の緩衝体につきましては、岩盤規則適合のために必要な部品である。
1:15:46	こと、それから醸造用緩衝体。
1:15:49	それから、その取り付けのために必要なちょうど 30 分だ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:54	これらにつきましては、今回このちょうど様態として、横井の町道で永続的にキャスクの安全機能を維持するための、
1:16:04	前提となることを踏まえますと、
1:16:06	本来特定金融キャスクに分類されるような部品であるという考えはされるんですが、会社等につきましては、
1:16:16	ここに書いてある審査ガイドの方で、
1:16:18	特定兼用キャスクとは別物という扱いがされてますので、
1:16:22	これ会社については審査範囲外として、
1:16:27	この結果を踏まえて型式証明を受けていると。
1:16:30	ということになります。
1:16:35	以上でございます。
1:16:37	それから、
1:16:39	その他の見直し項目で、けれども、
1:16:44	ページ、
1:16:46	が
1:16:48	大分進みまして、
1:16:50	25 ページ。
1:16:59	25 ページ。
1:17:01	15×15 年度中のの、
1:17:05	除熱解析。
1:17:06	に関する説明です。
1:17:11	先行のですね、設計承認から 15 燃料が追加されていると。
1:17:16	ということでこの辺りは 15 燃料を収納した場合の安全評価というのを、
1:17:22	中に記載しますけどもこの除熱評価のところですね。
1:17:26	衛藤関井があったのがですね、その上に書いてある文章の内容についてですね、
1:17:35	申請書に書いてある言葉表現に直すべきだというコメントがございましたので、
1:17:40	現在申請書の方、
1:17:42	ですね書いてある。
1:17:43	一般の試験条件のまとめの文章に、表現の方を
1:17:48	の見直しをしてございます。
1:17:51	三つ矢羽根がございまして一般の試験条件では、まずですね最高温度評価条件ということで、
1:17:59	設計崩壊熱量最大の条件で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:03	機物の温度が健全性に悪影響を及ぼすような本当に到達しないと。
1:18:07	確認をしております。
1:18:10	それから、規則、適合性の観点で、人が近づき得る表面の最高所見というものの評価が必要でございまして、
1:18:19	これが 85 度以下というのが定められていますけれども、該当概念とです、ね、トラニオンにつきましては基準値を超えるようなものになります。
1:18:29	当該部につきましては、
1:18:32	人がそう近づき部位になりますので、そこについては建設防止金網を必要に応じて取り付けて輸送することになりますので、
1:18:42	それを考慮しますと、人が良い近づき少年の有無というのは、
1:18:47	基準値以下となります。
1:18:50	最後のヤマネのところですが、アノサイトウの評価条件においては、
1:18:55	これ発電所を 0 として、評価するものになりますけども、
1:19:00	周囲温度がマイナス 20 度ですのでキャスク全体がマイナス 20 度と。
1:19:04	ということになりますけども、使用する材料に問題なく、
1:19:09	輸送物の健全性に問題ないと、これ、これらがですね一般の試験条件の評価結果となります。
1:19:19	同じように 26 ページの方に除熱解析の特別の試験条件を、
1:19:26	評価の方も、
1:19:27	見直しをさせていただきました。
1:19:31	特別な試験条件の方では、
1:19:35	100 度 30 分の火災条件で、
1:19:40	中区域として評価をございまして、
1:19:44	全体がそのまま
1:19:48	輸送継続できるという結果にはなりませんけれども、
1:19:52	訴訟物の評価というのを、他の解析で反映すると。
1:19:57	ということになっております。
1:20:00	特別試験条件の結果を左下に入れておりますけれども、15 年度終了した場合においても、17 年度収納時とほぼほぼ同じような結果でございます。
1:20:13	損傷状況についても、17 年度中の時と同じでございまして、
1:20:18	上のヤマネに書いてある通りでございまして、
1:20:24	多分中性子遮へい材。
1:20:26	テイク中性子遮へい材の最高温度は使用可能温度を超えないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:20:30	ということでございますが腹部中性子遮へい材の最高温度につきましては、
1:20:36	記載している通り、
1:20:38	700 ぐらいになりますので、使用可能温度を超えます。
1:20:42	ただしこれらがすべて失われることはないということでございまして、遮へい解析では、
1:20:49	中性子傾斜ヒダの欠損を密度減少量として考慮する。
1:20:53	植物修正した経済だけがその対象ではございますけれども、蓋部、
1:20:59	底部側の中性遮へい材も、同じようにですね密度減少を考慮して評価をしてございます。
1:21:07	これにつきまして臨界解析におきましては、中性子遮へい材をですね、すべて失われるというモデル化をしてございますので、こちらについては
1:21:19	そのような形で保守側の評価を、
1:21:22	手法を採用してございます。
1:21:27	除熱解析の見直し事項は以上でございます。
1:21:32	それから、
1:21:34	ページ、
1:21:35	飛んでいただきまして、
1:21:38	34 ページ。
1:21:42	です。
1:21:49	経年変換の考慮ということで、15 年度収納時における、
1:21:54	経年変化の考慮について、
1:21:57	まとめたところになります。
1:22:02	これは長期健全性に関わる説明の中にもなりますけれども、
1:22:09	各部のですね、
1:22:12	長期健全性について、日通、
1:22:15	温度ですね。
1:22:16	それから、照射量、
1:22:19	特色の観点から評価をしているものでございまして、
1:22:23	この 34 ページの上にも文章に書いてあります通り、
1:22:30	経年変化の考慮としましては、
1:22:34	ほぼですね、15、17 年要する後と同様の評価結果になっておりまして、
1:22:40	基準値を満足するような形になっております。
1:22:44	この、この内容というのは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:47	5章のFの中でですね、経年変化の考慮の必要性評価というのがありますけれども、その中で、1015年度中の時も、17年度中の時と同じような結果で、
1:23:00	まとめをさせていただいております。
1:23:03	評価に使います。
1:23:06	パラメーターとしまして、最高温度と、
1:23:10	あと照射量、
1:23:12	変換の周方向力というのが、
1:23:16	若干差異がありますので、
1:23:18	その内容について33条に書いていると。
1:23:23	で34ページにつきましては最高安東でございまして、
1:23:27	以前はですね事故後15と比較した形にはなってなかったので、
1:23:32	確認の形で示しております。
1:23:37	最高の評価につきましては、貯蔵時の
1:23:41	温度と、あと輸送時のものと、二つの様態がございまして、
1:23:46	評価、申請書の評価の中では、
1:23:50	温度の最大をとって評価をしています。
1:23:56	ご覧いただいている議員10名と15年度の須之内の宇野斉木はわずかでございまして、
1:24:03	基準値以下の温度となっているところを確認しております。
1:24:08	1分という数字はですね、
1:24:13	磯千野町長の方がわずかに温度のほうが高くなって、
1:24:18	ございます。
1:24:21	ちょうど次ですけれども、シンポの設計承認の方では、ちょうど岩楯沖でございまして、本申請につきまして横置きですので、
1:24:32	先行の数字とは少し違うところがありますけれども、
1:24:36	同様にですね基準値を十分満足しているという結果でございます。
1:24:43	35ページ。
1:24:45	です。
1:24:47	同様にですね、図書、
1:24:49	評価に用いる消防車両の、
1:24:52	結果として、17年度収納する15年を収納する場合の照射量。
1:24:57	60年間の累積照射量というのを記載してございましてそれと基準値を比較しているというものになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:04	これにつきましてはこれも同じように 10、15 対かけて記載をしております、
1:25:12	評価の傾向としましては若干 15 の方が、
1:25:15	商社としては大きくなると。
1:25:17	結構なっておりますけども、同様に基準値以下っていうことを
1:25:22	同じ手法で動かして確認をしてございます。
1:25:27	30、35 ページの、
1:25:31	修正点が、以上でございます。
1:25:37	衛藤。
1:25:39	主な内容、きつとする内容は、
1:25:42	以上でございます、
1:25:46	資料 1-1 の説明は以上でございます。
1:25:54	規制庁松野です。
1:25:56	ここで一旦切らせていただきますけども、
1:26:02	今の説明で、
1:26:04	3 課さんの方から何か、はい。
1:26:16	規制庁の丹後です。資料 1-1 の、
1:26:24	なんですけども、
1:26:29	どう、
1:26:30	このBM型輸送物に係る技術上の基準括弧第 11 条ってなっていて、これ何か前も言わなかったかなと思うんですけどこれ核分裂性物質に係る核燃料輸送物の技術の基準。
1:26:44	修正した方がよろしいんじゃないですか。
1:26:48	何かがあって、目に見えるんでしょうか。
1:26:55	すいません、ちょっとページ番号の方が聞こえなかったんですけども、ちょっと資料 1-1 の 17 ページから始まる部分ですね。
1:27:12	はい。17 ページの、
1:27:20	4 ポツ、外運搬規則への適合性についてのすぐ下が、BM型輸送物に係る技術上の基準括弧第 11 条と次確保となっていて、
1:27:30	レーバー核分裂性物質に係る核燃料輸送物の基準なんじゃないかなと思うんですけども、あえてBMとして、ここに示す何か理由とかがあってあるんですかね。これ、何か前回も、
1:27:43	直した方がいいんじゃないですかって言ったような気がするんですけど。
1:27:48	三菱重工齊藤です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:50	理解しましたすみませんちょっと修正ができてなかったようでした
1:27:55	その言葉にこちら、直しさせていただきます。すみません。
1:28:02	はい。これ、18 ページ 19 ページ 20 ページ、全部同じなので、
1:28:14	とそれからですね、36 ページ、ちょっと、
1:28:19	はい。
1:28:20	36 ページなんですけども、
1:28:23	(9)の説明書きがあつて表があつて、
1:28:29	0 一井野中の設計承認申請の引き継ぎ事項の欄の文章なんですけども、
1:28:35	また輸送容器の使用予定年数は 60 年。
1:28:40	使用予定回数は 10 回であること。0 っていうところの使用っていうGがこれでいいのか。
1:28:48	何か、
1:28:49	5 時半前言ったような気がするんですけど。
1:28:54	三菱重工サイドすみませんちょっとこちらもですね
1:28:58	使用の仕様が、使う方になってが正しい字でございましてすみませんちょっと修正の方が漏れておりました。
1:29:06	修正させていただきます。
1:29:09	えっと資料 1-1 については以上です。
1:29:17	他ありますでしょうか。
1:29:26	規制庁の磯崎ですけど資料の、
1:29:30	もう
1:29:32	うちの、
1:29:34	25 ページの、
1:29:40	注釈流域のところなんですけど、
1:29:44	アノの近接防止金網 66℃以下を取り付けて輸送するためというか、書いてあるんですけど、
1:29:53	これは何か引き継ぎ事項になります。
1:29:59	三菱重工業の齋藤です。
1:30:02	ここにつきましては引き継ぎ事項には含めておりません。引き継ぎ事項に近接防止金網を取り付けて輸送するという事自体は
1:30:12	引き継ぎ事項には含めておりますけども 60 度、6 度以下というのは含めておりません。
1:30:18	特定契約の表面の温度が、解析結果でわかっておりまして、一応自体は、記載している通りですね 90、100380。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:29	96103 度というところが 85° を超えておりますけれども、減速防止金網をです、キャスクの表面から離れた位置につけて、輸送すると。
1:30:40	評価条件におきまして、火、
1:30:43	この距離を勘案した評価というのを、この添付書類 13 の中に入れてございましてその結果が 66 度ということでございますので、実際はこの辺の方がですねこの 85 度以下になる。
1:30:57	ならないのであれば、付けるというような対応がなされるということで、その対応については引き継ぎの方でさせていただいてることになります。以上でございます。
1:31:09	規制庁のトガサキですちょっとこの文章だけ見ると、66 度以下になるものと必ず取りつけるように見えるんで、
1:31:20	これはあれですか、今日解析上、66°C 以下になってるってことを示してるんですけど。
1:31:29	はい。三井石堂です。この最高温度で評価した条件において、計算で求めた結果が近接防止金網として 866 度になりますという
1:31:41	ものでございまして、最大でこれぐらいの温度が考えられますということです。
1:31:46	以上です。
1:31:48	規制庁の高崎です。そしたらそれがわかるようにしてもらった方がいいと思いますそれと、
1:31:55	あれですよ実際の運搬のときは、85 度を満たせばいい。
1:32:04	三菱重工齋藤です。
1:32:07	はい発送前の検査の中で、
1:32:09	85 度以下になるということを確認する項目がございまして、実際には建設オオシカ見つけて、
1:32:19	輸送する形になると思うのでその 85 度以下であるということを確認。
1:32:23	受けます。
1:32:25	以上です。はい。有馬もちろんそういうことがちょっとわかるように、
1:32:31	なってもいいと思います。それと次の 26 ページの、
1:32:37	これの中、中 1 なんですけど、
1:32:43	これですねだから注水社員材の温度が、
1:32:48	1 を超えているわけですね。
1:32:54	聞こえてるんですけど、やることはないんですけど、半分ですって言うんですけど。
1:33:00	ここの声、すべてはじゃないですけど半田っていう評価っていうのは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:07	補足説明資料では、
1:33:09	その説明されてますか。その妥当性についてですね。
1:33:16	はい。
1:33:17	三菱重工の齋藤でございます。衛藤。
1:33:21	この半分ということに直結するような根拠は申請書の方にも、即説明資料にも現状は入れてございません。
1:33:31	先方も設計承認の審査の中では、このご指摘がありましたので、
1:33:38	コメント回答の資料としてご提出はさせていただいております。
1:33:45	ですので、ちょっと同じような内容、同じものを補足説明資料に入れることは可能でございます。
1:33:55	多分、必要な場だと思うんですけど別に審査会合で、公務員としてもいいと思いますので、それはお任せします。
1:34:08	それとですね、
1:34:13	あとすいませんちょっと3ページはちょっと、ちょっとわかりにくかったんですけど、先ほど、国の説明のところがあったんですけど、補足の
1:34:29	ポツのところで、
1:34:32	このですね、待機行目のまた以降なんですけど、
1:34:38	これ輸送用緩衝体わあ、
1:34:41	必要な部品ですって言って、
1:34:49	でもは、申請範囲外として、型式証明を受けてる方、型式証明の説明をしてるだけなんですかこれは、
1:35:01	三菱サイトウです。
1:35:03	本来その機能、
1:35:05	ていうのを考えたときに、
1:35:08	水野加賀商会っていうのは規則適合性のために必要な部品であるということと、
1:35:15	あと貯蔵におきまして、この設置方法の大前提になっていきますので、特定金融キャスふうに含めても含めるべきものが機能を有しているというふうには考えておりましたけれども、
1:35:29	この補足の文章のですね下から2行目になりますが、
1:35:33	審査ガイドの中では、緩衝体っていうのは、特定兼用キャスクの両端に装着して、特定兼用キャスクに係る衝撃を緩和させるもの。
1:35:45	の趣旨で、用語の定義がされてございましたので、緩衝体はこの定義になっておられると。違うよねと、ご指摘があつて、
1:35:56	別物としての扱いをしたという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:00	ことでございます。
1:36:01	以上です。
1:36:03	規制庁の所佐々木まだ型式証明ではそういう申請範囲外としたんですけど、
1:36:10	今回については、
1:36:14	植野三角ですかね。
1:36:17	三角として、
1:36:19	セイキーセイキ公認とか、
1:36:22	への引き継ぎ、次のためにあと輸送とかね、の関係で、これは申請の対象にします。型式指定については申請の対象にしますと。
1:36:33	そういうふうに理解してよろしいですか。
1:36:39	三菱斎藤です。
1:36:40	型式証明で決めた内容という形でも引き継がれると思っております、申請範囲外という考え方は型式指定も変わらないと思います。思っております。
1:36:52	で、申請範囲っていうのはちょっと適合するために、特定兼用キャスクの一部として、その構造所を調査した上で、
1:37:04	適合性を説明してくるというのが申請範囲に含まれる部品だと認識しております。
1:37:10	その観点でいくと緩衝体というのは構造今回、明らかにしておられないという観点で申請範囲外になっていると。
1:37:17	ただ、
1:37:18	私、キャスクの部分というのは詳細設計としてご提出しているものになっておまして、
1:37:25	その性能という部分で、施設高 2、こういった型式証明の場合であれば設置許可、
1:37:35	型式指定の場合には設工認にどのような性能が渡せ受け渡しが必要かという観点で引き継ぎ事項として含めていると。
1:37:43	ということになりますので、審査で見ていただく範囲にはなりますけども、申請範囲という。
1:37:49	ん中に含まれないという理解でここまで進めてきています。以上です。
1:37:58	わかりました。だからだから三角になってると思うんですけど。
1:38:03	だから、キャーキャーノーだから、そのキャスクとしての申請範囲ではないんですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:10	その引き継ぎ事項としては必要だから、申請書の中には入ってるというふうに理解していいですか。
1:38:20	はい三菱重工の齋藤です。型式証明型式指定というのは特定兼用キャスクを審査すると、配分するというのが
1:38:31	前提になっております。申請書の方でも、申請範囲外というふうに定義をしております。
1:38:37	その詳細は設工認の地区アセス本で反映を受けると。この引き継ぎ事項につきましては、輸送用の緩衝体貯蔵用の緩衝体協力者につきましては、次回のヒアリングでご説明させていただく予定ですけれども、
1:38:53	申請書本文の中に、仮称タイに対する引き継ぎ事項を含めさせていただく。
1:39:01	梅津アノようにします。以上です。はい。他トガサキですけど3ページのこのタイトルが今回申請範囲というタイトルになったので、
1:39:13	その申請範囲の中には、あれですね先ほどのイソダの緩衝体とか、所蔵の課長待遇が入ってるので、
1:39:23	申請範囲ではあると思うんですけど、
1:39:26	その片足休憩おきやすくうとしての市範囲ではないという、
1:39:32	引き継ぎ条件としての範囲であるというふうに理解したんですけどよろしいですか。
1:39:40	はい。三菱の齋藤です認識の
1:39:43	ご認識されてないこちらで思ってる範囲ことは同じでございまして、ただ特定兼用キャスクに含まれるものを申請範囲というふうに、
1:39:55	言葉の使い方として使っております、
1:40:00	2ページに図が載ってるんですけども、菅翔太伊井とかですね
1:40:09	輸送用の架台とかっていうのは
1:40:12	範囲外ですねっていうのを申請書の
1:40:15	中にもこういう形で、
1:40:18	含めるようにしてまして、言葉の使い方としてはもう申請書で、この
1:40:23	緩衝体ってのは申請範囲外ですっていうふうになっております。ただし引き継ぎ事項として、
1:40:28	後段への気づき事項をここに書くと。
1:40:32	そういうやり方で記載をしております。
1:40:39	規制庁の戸松アノホアシ申請書に書いてあるものはみんな申請範囲だと思うんですけど、だから、キャスクは範囲ではない。引き継ぎ条件としては範囲であるという。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:40:54	いうふうに、
1:40:56	考え、だよ、申請範囲って言葉の定義の仕方だとは思んですけど、
1:41:02	いずれにしても申請申請書に負荷、我々が審査する範囲という考えでよろしいですか。
1:41:12	三菱重工齋藤です。はい5、5 おっしゃっていただいた通りですね言葉の定義の問題かと思っておりますが、その見ていただきたい事項という観点で
1:41:21	その通りでございます。以上です。
1:41:39	はい藤でとりあえず、わかりました。私からは以上です。
1:42:05	備考とかに理由とか書かない。
1:42:58	規制庁松野です。
1:43:01	一応こちらからの追加の質問等は、以上ですのでまた次の資料の説明をお願いします。
1:43:12	はい、三菱重工の齋藤です。
1:43:14	すいません資料1-7について、少しだけ、
1:43:20	説明の方、補足させ、追加させていただきます。
1:43:23	資料1-7ですけれども、こちらは
1:43:27	弊社の
1:43:30	申請書の添付書類13。
1:43:32	そうですね。先行の、
1:43:34	設計書見直し申請書の
1:43:39	比較表でございます。
1:43:41	本日ご説明したようにですね、
1:43:46	行動の設計の基準をですね、金属キャスク構造規格、
1:43:52	ではなく、先行と同様ですね、規格の考え方で、
1:43:57	今後補正させていただく内容を反映させていただいた形で比較の方を、
1:44:03	材料したものでございます。
1:44:08	前回のヒアリングの中で、
1:44:11	座間さんの方から1点ご指摘があったですね、一応適正化という言葉を使ったところがございましたけれども、
1:44:20	その部分につきましては
1:44:23	先行の、ちょっと言葉の使い方が
1:44:26	あまりよくなくてですね、適正カー特にする必要がなかったんですが、少し表現の方変えた方がわかりやすくなるのではないかなということで、
1:44:38	そのような形にさせていただきましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:40	ちょっと変に誤解が度ということも踏まえてちょっと間をですね元のままの形で記載のほうをさせていただいておりますので、
1:44:53	一部適正化というような表現は今のところないような状態になってございます。
1:45:02	その部分の、
1:45:04	あとは別名、シバー7。
1:45:08	そうですね。資料の 66 ページでございます。
1:45:21	構造解析の、各部位のですね、構造設計の条件と解析方法というところで、今現状、66 ページにはですね、
1:45:35	差異の部分が表れておりませんが、
1:45:38	この表のですね、下から 2 行目になるんですけども、特別の試験条件における
1:45:45	9 メートル垂直落下の二次蓋シール部
1:45:51	のところですね。
1:45:53	書類等、設計不可能書類っていうところが、中央の列になりますけれども、現状同上となっておりますが、ここにです熱膨張という言葉が入ってございました。
1:46:07	ここに記載している種類というのはですね、
1:46:11	金属キャスク構造規格でですね、解説の中に、
1:46:16	表がございまして、その中に丸が入っているものが、ここに記載されているものということで同条の上を見させていただくと、内圧、
1:46:26	慣性力及び初期締付とることということで、
1:46:30	それが考慮されている必要があると。
1:46:33	富子シール部につきましては、
1:46:36	熱応力というのも考えないといけない。
1:46:39	ということで、その言葉を考慮するのかやすくするために熱膨張という言葉を入れておりましたけれども、実際にはですね、
1:46:49	この二次蓋シール部の右の方に行っていただくと、解析方法の別の適用組織または要素というところに、
1:46:58	PL+P、Bプラス救助、
1:47:01	9.5 アノ 256。
1:47:03	登録のことを断つことなんですけどもそれで小浦。
1:47:07	されておりますし、そこで表現がされておまして、
1:47:10	それをあえて何かの種類のところ記載するかどうかというところでございましたけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:19	表現がされてますのでここは
1:47:21	前の施工設計承認いうふうな形でさせていただいてございます。
1:47:28	すいません、1-7の補足の説明をさせていただきました。
1:47:33	結構、
1:47:36	その他運搬規則に関するご説明は以上。
1:47:39	でございます。
1:47:44	はい。規制庁松野です。
1:47:46	吉井です。
1:47:52	いいですか。はい。
1:48:01	規制庁のトガサキですけど。
1:48:04	今ご説明したその66ページの、
1:48:09	この型式指定の奉納。
1:48:13	あれじゃ20ムタシール部のあれで1000御説明だったと思うんですけど。
1:48:18	この、
1:48:20	PL+PBプラス月9で、
1:48:24	熱膨張ってのは含まれてるんですか。
1:48:30	三菱齋藤です。
1:48:32	PL+PPBっていうのは
1:48:36	考慮くうと曲げ応力を指してまして。
1:48:40	プラス9っていうのは二次応力なんですけれども、このキャスクを評価する上でこの26というのは熱荷重を加えた時における
1:48:50	応力ということでございますので、ここにこの9が入っているということはない張力
1:48:55	が交付されているということ。
1:48:57	以上です。
1:48:59	そうすると、この同道場だとですね
1:49:03	どれで、内圧、慣性力及び初期締付トルクのどれで読むんですか。
1:49:13	はい。江藤この設計深野オノ道場の上にある木の实
1:49:17	三つの力ですね、開発慣性力及び職種見つけ登録というのは、原料キャスク構造規格の密封容器なんですけどもこの入戸容器で考慮すべき荷重という表がありまして、
1:49:30	そこに丸丸が入っているものを、
1:49:35	ここに記すようなことにしております。
1:49:39	ちょっと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:40	データを、
1:49:42	共有させていただきたいと思いますが、
1:49:45	よろしいでしょうか。
1:49:49	でいいんですけどちょっと出せ整理がこの種類に変えてあるものは、
1:49:55	スキーム建設成型、
1:49:59	規格に書いてある種類を変えて、
1:50:02	この、
1:50:04	適用式または要素っていうのも、
1:50:08	これなんですけど建設設計規格に書いてある。
1:50:11	ものを書いてるっていうふうに理解していいんですか。
1:50:16	はい。今、図面の方でしておりますこれ金属キャスク構造規格、
1:50:22	ですね。
1:50:23	衛藤。
1:50:27	2本大きいを今評価してる部分の、
1:50:31	66ページのマイクロキの部分の説明のところですけども、
1:50:35	今回特別の試験条件でございますのでこの輸送時の、
1:50:40	供用状態Dの特別の試験条件
1:50:43	ここにマイクロキとして、
1:50:46	加える荷重の種類としてですね、丸が入っているものを、
1:50:50	この66ページの
1:50:53	設計負荷の種類のところを書いてございます。
1:50:57	圧力による荷重というのが、内圧として、
1:51:01	あと、慣性力っていうのが、この消費荷重のことを指してます。ただ、入職締め付けトルクというのがボールドの職種見つける努力はしております、
1:51:11	コニシ荷重というのが、ここになっていますので、6ページ。
1:51:18	私、
1:51:22	3時間の中があるんですけども、この7番の中というのが、
1:51:28	ここにありますが、
1:51:30	シール部及び締付ボルトの評価にあたって熱荷重を考慮するということで、実際、
1:51:36	考慮はしておりますそれが器具
1:51:38	になっているということでこの趣旨で、66ページの方は、作成をしておりますので、
1:51:45	ある程度その熱膨張という言葉は衛藤、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:49	入れなくても良いというふうに判断をし、しました。以上です。
1:51:54	規制庁のトガサキですけど
1:51:57	設計形成設計規格ではこのさっきの(7)っていうのがあるので、今回ニッピシール部なので、
1:52:05	日通、
1:52:07	果樹が必要なんじゃないですか。
1:52:14	富崎です考慮する必要があるのです、
1:52:18	この 66 ページの方のプラス。
1:52:21	プラス 9 に書いてあるように実際に熱荷重も考慮して評価はしております。
1:52:27	規制庁のところ主種類としても必要なんじゃないですか。
1:52:34	はい。書いたほうがわかり、より
1:52:39	丁寧な説明になるかなという趣旨で今回、
1:52:42	追加の方はさせていただいたんですが、わかり丁寧に書いたかどうかの違い。
1:52:49	いいかなと考えております。以上です。
1:52:51	すいません一つ今のご説明だとだから、設計承認では熱膨張って書いてあったんですけど、
1:52:59	今回の型式指定では、
1:53:02	熱膨張というのはやめて、内圧、慣性力及び初期締付トルクって書くっていうふうに聞こえたんですけど、でも熱膨張も標高降下して、考慮してるのであれば、
1:53:15	熱膨張消し、消した方がいいんじゃないですかという趣旨なんですけど。
1:53:34	三菱重工はサイトウです。
1:53:37	はいご指摘の通りその方がいいというご意見もあろうかというふうには思っております、
1:53:45	江藤%に対してですね、ちょっと表現を、
1:53:50	適正化という形ではなくて、よりわかりやすいような形で表を追加したという形では、できると思いますので実態に合わせてそのような形に、
1:54:02	させていただく。
1:54:04	ければと思います。以上です。
1:54:11	ちょっと何かわかりやすくなっていないような気がしてだから、あれなんですがこの期適用式とかの 9、9 っていうのはちゃんと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:25	前から表現されてここはやってたんだけど、その種類が中途半端な書き方だったから直すっていうふうに聞こえたんですけど、直し方がちょっと中途半端で、
1:54:36	あるんじゃないかなという気がしたので、
1:54:39	ちょっとは、コメントしたんですけど。
1:54:45	はい、ツイサイトウです。はい
1:54:49	今トガサキさんのご意見を踏まえましてですね、熱膨張という言葉を残すような形にさせていただきたいと思います。
1:54:58	以上です。
1:55:07	あ、すみませんあとちょっとすみませんちょっと説明が、
1:55:11	あったかちょっと忘れたんですけど資料 1-1 の、
1:55:17	40 ページのところの、
1:55:23	この制限、下の方の表表なんですけど、
1:55:27	この真ん中の失業というのは、
1:55:31	この今回の型式指定の
1:55:35	あれですよね支出量だと思うんですけど貯蔵施設への搬送時の質量は、
1:55:42	これは、
1:55:46	114。ここに書いてある数gなります。制限値より大きいように、
1:55:53	見えるんですけど、こういう運搬ができるってことなんですか。運搬は
1:55:59	ちょっとが制限値超えてるんですけど、これ運搬できるんですか。
1:56:09	三菱重工業の齋藤です。
1:56:11	すみませんこの 49、資料 1-1 の 40 ページについては後程ご回答をご説明させていただこうと思っておりましたけれども、ちょっとご指摘あったので、ご説明の方させていただきます。
1:56:24	すみません先ほど、今、審議された点はすみませんちょっと制限値の方の数字に誤りがございまして、140 というのが 150 でございます。
1:56:35	ちょっとついでにご説明の方させていただきたいと思いますが、
1:56:38	今回、これは
1:56:42	審査会合での本当ご指摘でして、東條参事分と在支Ⅱが証明型式証明から変わります形状も変わりますということをご説明して、
1:56:53	おまして、その質量変化における取り扱いの影響、
1:56:58	についての質問です。
1:57:00	上の表にですね形状等必要の比較、これはちょうど 30 イダ単独の比較でございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:08	あとはですね、災害の外径と求まり分の厚さというのは変更はございませんけれども、質量に差異がございます。
1:57:18	必要な差異というのは、この外径には表れないですけども、形状的にですね、このくりぬい量というのを減らしているというところが主になりますけどもやや重たくなると。
1:57:31	ということでございます。全体に占める今回の割合というのは、わずかでございます。
1:57:39	下の表ですけども、こちらのちょうど 30 ムタを装着した浄化状態での取り扱いに対する成立性でございまして、
1:57:47	取り扱いをタイにおける、重要制限といたしましては、特定兼用キャスクに使用済み燃料を収納して、キャスクをですね、原子炉建屋から取り出す際の、
1:58:00	天井クレーンの容量というのがございまして、こちらに記載しているもの。
1:58:05	おはようございます。それから、
1:58:08	そのあと貯蔵施設への搬送時、或いは貯蔵施設内での取り扱い時というのが予定としてございます。
1:58:17	衛藤こちらの水源について、141 の 150 に修正させていただきたいと思えます。こちらに注意書きでですね、
1:58:29	12 と注 3 がございますけれども、特定兼用キャスクに加えましてその他の
1:58:37	設備の質量が加算された数字になります。
1:58:41	現時点でですね確定しているのはこの特定兼用キャスクの部分だけの質量になりますので、他の部品というのは、施設側の設計にもよりますけれども、我々想定している、重み、
1:58:56	保守的に多めに振ったですね、失礼を考えましても、制限値ですね、に対して満足してるという確認はとってございます。
1:59:08	施設の中での取り扱いで、
1:59:11	としてですね、設備の容量というのはあくまでも想定値でございまして、問題がないことを確認してございます。以上です。
1:59:25	規制庁のトガサキですけどこの
1:59:29	制限ちいというのは、申請書には書いてないっていう理解でよろしいですか。
1:59:37	齊藤です。申請書の中にはこれは記載はしてございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:42	規制庁のトガサキでそうするとこの、今回の回答資料だけ間違えてたっ ていうことでよろしいですか。
1:59:51	角サトウです。はいその通りでございます。わかりました。で、あとは、こ の枠の下に書いてある14と中、後は、
2:00:03	想定値っていうかコガないんですけど、これはもう決まってる数字って考 えていいんですか。
2:00:16	三菱斎藤です。
2:00:17	三菱サイトウです。はい注4注5ともですねちょっと公開できるような数 字ではないんですけども、我々、
2:00:27	数字でございます。ただ中5に関しては、
2:00:39	認識している数字でございます。以上です。
2:00:44	規制庁のトガサキですけどこの中、天井クレーンとかトレイだっている 種類のものがある、あると思うんですけど、その最低の制限値を書 いてるっていう理解でよろしいですか。
2:01:01	三菱重工斎藤です。
2:01:04	衛藤。
2:01:06	実はですねプラントウにもですね、扱えるプラントと扱えないプラントが ございまして、扱える中で的一般主要なものを主要なと、
2:01:19	主要な設備、主要なプラントの設置を記載してございます。
2:01:24	おっしゃる通りですねこれが本当に最低値なのかっていう、
2:01:30	ご意見もあるかと思いましたが、そのすべてに対してその当てはまっ ているものではございませんので、我々が資料想定しているプラントと いう意味で、集中部につきましてですね、ちょっと想定値という。
2:01:44	文言を追記させていただきたいと。
2:01:47	考えます。以上です。
2:01:50	規制庁のトガサキですけど、この重量ですねっていうのは、あれですか だから、搬送、搬送課題っていうのは、これは
2:02:03	あれですね型式指定の範囲ではないですよ。
2:02:08	ちょうど緩衝体は、
2:02:11	もう本当はあれでしょ施設側で、
2:02:14	だから、もしクレーンクレーンが、あれですね手術側でその制限値が、
2:02:21	低いものであったら、あれちょうど用緩衝体とか搬送架台の荷重を下げ るとか、
2:02:30	あとクレーンを荷重を上げるとかってすれば、この型式指定は、
2:02:36	使えるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:02:41	はい。三菱の齋藤です。
2:02:43	(16)に書いてあるものというのは比較的、
2:02:50	需要に対しては
2:02:53	その規模に応じて、今回変更する。
2:02:56	ことが可能なものと思っておりますので中央に関しても、存続で県や救うとあと、その周辺設備に合わせる形で、
2:03:06	同居することも可能かと思えますけども一般的にその定検キャスクのために、ここの制限を解除するというのは、なかなか運用としては考えにくいのかなというふうに考えますけれども、
2:03:18	特定兼用キャスクがその制限非常に近い場合、周りの部品を
2:03:24	軽くするというふうなこともなかなか
2:03:29	難しい部分もあるのかなとは思います
2:03:33	基本的にはキャスクが重ければ、
2:03:36	周辺の設備というのも、それに依って大きくなってくる。
2:03:40	場所等含めて大きくなってくると思いますので、
2:03:43	そこはす、この特定健脚扱える設備
2:03:49	という観点で、
2:03:51	想定されるものを、想定値として記載するということにさせていただきたいと思えます。以上です。
2:04:06	規制庁のトガサキですけど参事豚を装着した状態での重量を、
2:04:14	ていうのは、
2:04:16	申請書載ってるんですけど。
2:04:22	はい。特定兼用キャスクに使用図、30 ちょうど 30 分と含む特定金融キャスクに、
2:04:32	使用済み粘土が含まれ、
2:04:35	悪化。
2:04:36	どうかちゅうのありますけども、
2:04:40	江藤主事としては、ちょっとこの注 1 に書い注記から 13 に書いてあるそのものの数字ではありませんけども、その特定金融キャッシュの部分だけの数字というのは載っております。
2:04:55	わかるようです。だから、この型式指定のキャスクっていうのは、このぐらいの重さだていうのはちゃんとわかってわかって、
2:05:05	施設側が、自分のクレーンとかいろんな課題とかを考慮して、それは扱える扱えないかっていうのは、情報としてはわかるようになってるというふうに理解してよろしいですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:21	三菱斉藤です。はい。ご理解の通りです。
2:05:24	はいわかりました。
2:05:28	規制庁の 35 ですけれども、ちょっと話がまとまったところで、申し訳ないんですけどこの指摘事項No. V、
2:05:36	貯蔵用三次物の材質形状の変更による必要な変化について説明するとともに、取り扱いに影響がないか説明することについて、
2:05:46	この回答が書いてはあるんですけども、まず、
2:05:51	何か、
2:05:52	形状及び質量の差異はわずかであるって、そのどういう形状の変化をしたのかっていうのを説明しないとけないと思うんですね。
2:06:02	ここで形状変化って確か溝を掘って軽量化してることだったと思うんですけども、これは正しいですかね。
2:06:14	はい。三菱の作業です。
2:06:16	このコメントを受ける、受けた資料の中にその形状の差異っていうのはご説明をして、
2:06:23	いまして、その変更を一旦ご説明した上で、
2:06:27	計上の際、必要の際っていうのは、
2:06:31	形状は書いてあったんですけども質の差異というのが書かれてなくて、
2:06:35	そこを明確にしてくださいというのと、あとそれを踏まえた取り扱い性を検討案に問題がないか確認してくださいっていうのがコメントでしたので、その前の資料に含めてございます。
2:06:46	すいません。形状についてちょっと実現しまして申し訳ないです。で、その取り扱いに影響がないかっていうのなんんですけども、
2:06:56	何ていうんすかね。
2:06:59	ちょっと重くな。
2:07:00	たっていうのも、重くなってるんですかね。
2:07:09	ミツイサイトウです。その点はこれまでずっとご説明してきていただいてまして形状もご説明しておりまして、
2:07:17	おります。以上です。
2:07:19	で、
2:07:23	大きくなったから、取り扱いに影響がないかっていうのをそもそも取り扱う設備が、
2:07:29	耐えられるかみたいなふうになってると思うんですけども。
2:07:40	なってきたねそれ制限値っていうのがそもそもどっから出てくるのかっていうのが謎なところもあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:48	多少重くなっても別に取り扱いの方法とかは変わらない。
2:07:53	から影響しませんっていうので十分なんじゃないかなと思うんですけど。
2:08:01	三菱の齋藤です。
2:08:03	はいおっしゃる通り、これぐらいの重量のさ
2:08:09	今ほとんど問題にならないと思いますし、実際、これを、
2:08:14	取り扱うつり上げたりする方法というのにも、
2:08:19	タイはありません。
2:08:21	その辺についてはちょっと触れませんでしたけれども、ちょっと我々としては設備上の制限、
2:08:29	に対しての取り扱い性のことを議員されているのかなと思ったので、
2:08:34	このような回答とさせていただきますけれども、
2:08:38	今おっしゃられた取り扱い方法の
2:08:42	変わりがないというのは、一文入れさせていただきたいとは思いました。以上です。
2:09:20	です。
2:09:27	すいません規制庁さんがです
2:09:29	ちょっと、
2:09:32	どういう答えをしようとしたのかわかりました、すみませんありがとうございます。
2:09:43	あと、先ほどの資料 1-7 のところの比較表については何か、
2:09:50	確認したい点があれば、この場で、
2:10:01	規制庁の 3 号ですけども、
2:10:04	先ほど言いました使用予定回数に関し、信記載の 5gだと思われるところは、
2:10:12	ちょっと 1 の資料 1-5 と 1-7、1-7 はあったかちょっとすいません見てないんですけども、
2:10:18	表のな同じような表があると思いますので気をつけてください。
2:10:26	三菱重工の齋藤です。
2:10:28	はい失礼いたしました。確認をさせていただきます。以上です。それからですね 1-7 の比較表で比較してもらってるからはっきりわかる場所なのですけども、
2:10:42	最初の説明で、
2:10:44	私が理解したところでは 1055 燃料が入ったことによる差異が変更点であって、その他は既存というか、すでに同じ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:57	類似の側は同じなんですけれども、MSF24P型と同じ記載で、説明をされるというふうに今理解していたんですけども、所々、何か言葉が、
2:11:10	直されてたりするってところがあるんですね。
2:11:17	例えばですね通しの番号になるのかわかんないですけど、右下 12 ページとかで、
2:11:24	貯蔵方式の差異による記載の見直しということで何かトラニオンの説明が細かく書かれていたりってもののとか、
2:11:35	何かこういう変更をここで記載しておかないと、何か困るんですかね。
2:11:42	何か。
2:11:44	あまり意味のない修正なんじゃないかなって私は思うんですけども。
2:11:54	はい、三菱の齋藤ですけども。
2:11:57	今、
2:11:59	ご指摘あった時にした 12 ページのですね、トラン 4 の説明のところですけども、
2:12:06	輸送上のですね、使用方法に関しては、差異は、
2:12:14	ないので表現そのままがいいんですけども横置きで貯蔵するということ踏まえると正しく
2:12:21	書くのであれば、上部側も横尾区長同時の固縛に使われますので、
2:12:27	その旨は、
2:12:31	動きの流行基地の固縛についていうふうな形で、
2:12:35	記載しておくべきだろうという、そのちょうど方式を踏まえた、ちょっと見直しはさせていただいたのが実際でございます。
2:12:45	規制と思うんですけども添付書類 13 で輸送規則への適合性を説明するために書かれてる文章だと思うんですけども、そこ 2 その貯蔵がこういうふうにするんですけどもかかっていうのかかっていうのは、
2:12:59	経年変化を考慮するにあたっての使用状況として、ちょうど時に温度がどうなる、線量がどうなるのか必要だ、貯蔵の状況も必要だと思うんですけども、
2:13:09	輸送物としての、をるところ貯蔵のときにこういうふうに使いますっていうのは、
2:13:16	何か別に、
2:13:19	シモの必要性が感じられないところなんです。それを何かわざわざ直さなきゃいけない理由ってものがもしあるのであれば、
2:13:28	ちょっと教えていただきたいんですけども、そういったところ、なんでわざわざ直す必要がなさそうなところを修正するのにかかっていうところ幾つかあつ

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	て、一つ一つちょっと確認させていただきたいんですけどもまずこの部分っていうのは、
2:13:41	輸送物の適合性を考える上で必須になるんですか。
2:13:48	三菱の齋藤です。規則適合性を説明する中には直結しないので、
2:13:55	補足的な位置付けと思います。
2:13:59	以上です。
2:14:02	いやここで、これを修正しておかないといけない理由は何かあるんですか。
2:14:18	規制庁さんはですねなぜこういうことを言っているかという審査を効率化するにあたってすでにMSF24P型っていうのは承認しましたと。
2:14:26	その上で、今回出てくるものは1055燃料が入ったので、まあ遮へいとか臨界とか1055燃料でも問題ないというところを確認すれば、の問題、
2:14:37	処分ができるというふうに効率を考えて、最初にご説明したと思うんですけども、
2:14:43	その中で、すでに承認した分納説明書の中で、必要なところ、1055燃料通過した評価とか、そういったところ以外の部分をあえて直さなきゃいけないという理由を教えてください。
2:15:02	三森サイトウです。衛藤。
2:15:05	実際に使われる町道のことを考えて、記載をしたというところでありますので、規則適合性の観点からは、必要はないと。
2:15:15	確かに元の施工のままの表現でも、
2:15:21	間違いにはならないかなと思いますので、
2:15:26	ちょっとここに関しては、もうちょっと、
2:15:30	この答弁のに移るということを、
2:15:34	検討させていただきます。
2:15:48	衣装に関しては、今ご指摘あった、仮称。
2:15:55	そうですね。あと、一緒ん右下4ページで回収欄の収納会議というのがありますけれども、先行では回収しません。
2:16:06	外してますのでそこは、
2:16:09	違いとしては、
2:16:11	必要かなと。
2:16:12	記載がない、差異を設けております。
2:16:24	以上はその程度かと思います。
2:16:29	補償に関しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:16:32	ほぼほぼそういうのは何か、
2:16:37	ですね、足施設、貯蔵施設の名前をちょっと、
2:16:41	先行
2:16:43	振興例では、乾式貯蔵施設という言い方をしてますけども、
2:16:48	本申請では、特定危険箇所として強い名前を、
2:16:52	使ってますのでそこはちょっと申請書の中で言葉を使い、
2:16:56	させたというのがございます。
2:16:59	あと、あとはキャスクの名前としてMSF24 ケースとか、24P型というの が、
2:17:05	違いますので、そこはその名前を、
2:17:09	早速、
2:17:11	いうところでございます。
2:17:20	すいません規制庁さんのでちょっとこちらで、そうしたいことがあるので 少しお待ちください。
2:19:08	A規制庁さんがですお待たせしました。それからですね。
2:19:14	479 ページまでちょっと飛ん分ですけども、
2:19:19	いいですかね。
2:19:22	資料 1-7 の 479 ページです。
2:19:25	はいどうぞ。
2:19:27	もう今回、多分、置き方がどうのこうの、
2:19:32	家イサーン。
2:19:34	ていうことなんだと思うんですけども。
2:19:42	厳しくなる条件ではないので、あと
2:19:46	何て言うんですかね。
2:19:49	輸送物の評価からすると、経年変化のにあたっての使用状況とかは、 仮のなんか条件でしかなくて、
2:19:58	ここで言ってるBポツの説明書きっていうのは、
2:20:03	遮へい甲斐関井をどういうふうにするかっていう前提条件をこう考えま したっていうだけなので、これをわざわざ 1 個 1 個の申請ごとに扱える 必要はないんじゃないかなと思うんですけども。
2:20:15	これも同士、何か必要になってくるんですかね。
2:20:23	はい三菱椎野サイトウですけども。
2:20:27	この中性子遮へい材ですね底部中性子遮へい材のロゲン損
2:20:34	運転中、ベッショイイダの温度が最も高くなる。
2:20:38	温度を使って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:40	動かすのが基本でして、
2:20:43	間に、
2:20:46	下の表ですけども、
2:20:49	135 度に、
2:20:50	後期ではなりません。
2:20:53	縦置で行われる潜航は 136 度、
2:20:59	です。
2:21:00	136 度という数字を型式は持ってない。
2:21:05	根井。
2:21:07	135 度という数字を使って評価をせざるをえない。
2:21:12	いうところでございます。数字が縦置き数字がござればですねそういうことにできるんですけども、
2:21:20	それは同じように、
2:21:23	この部分だけではなくて、
2:21:25	道路小Fの、
2:21:27	いや規制庁様です。経年変化の考慮をするにあたっての条件として縦置き姿勢の場合こういうふうになってるってここ書いてあるだけであって、
2:21:41	この郵送物が横置き姿勢でしか置けないとかっていうふうには制限してないと思うんですけども、
2:21:48	設計承認申請時に貯蔵時は、横置しか認めないみたいなのを引き継ぎ事項にするってということになるんですか。
2:23:19	あ、すいません三菱の齋藤ですけども。
2:23:23	よろしいでしょうか。どうぞ。今星。はい。今のご指摘の点ですけども、
2:23:31	今言ってる 479 ページの表の温度ですね、やはり
2:23:36	型式指定申請の中には説明が直接できない近藤でございましたので、
2:23:44	説明ができる、エビデンスを提示することができる温度を記載しております。もし選考承認の方に合わせるとなると、
2:23:54	今度は何ということになれば、
2:23:58	その先行の設計承認の温度を、
2:24:01	記載するという形にはなりませんけれども、
2:24:05	そのような形で、元の、
2:24:09	進行設計時ご承認の方に合わせるというのはそういう前提であればできるというふうに考えます。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:26	規制庁さんですけど今おっしゃられた説明は、この安全解析書の中で縦置所蔵の時の温度を算出するっていう説明が書かれていないので、
2:24:38	その数字をどこから持ってきたのかと言われると困るという意味でしょうか。
2:24:45	シミズサイトウです。はいその通りです。
2:25:20	あ、すいません今野さんごさんの質問に、すいません。
2:25:25	櫻井ですけど。
2:25:27	ちょっとお聞きしたかったのは、今型式指定で横つきいでちょっと温度低い状態でして出とる。
2:25:34	と横置だけになっちゃうよっていうし、確認だと思うんですけど設計書に行ったときどこかの事業者がこの型式指定の
2:25:45	通知なりを設計書の方に添付して、本当は縦も使いたいから、縦文の
2:25:54	こういう説明書をつけたら、
2:25:58	説明書にはなり得る。
2:26:00	ですよ。
2:26:06	あの差分を出せばいいのかなと。
2:26:10	思ったんですけど、ですかね。
2:26:13	ミイ。
2:26:23	トップ
2:26:28	BII日はどう思ってるんですかね。
2:26:31	はい。三菱の齊藤です。
2:26:34	あくまでも外運搬規則への適合性説明は型式試験の中で行われているものなので、型式へのその貯蔵姿勢を引き継い引き継ぐというかその前提に立った輸送だと考えておまして、
2:26:48	もしこの型式を取った後に、縦置きで考えてちょっと考えておられる。
2:26:56	事業者さんの輸送の姿勢に使えるのかというと、
2:27:00	それは難しいんじゃないかなと考えております。
2:27:03	以上です。
2:27:08	わかりました。で、もしこの型式指定で、もともと証明は建物取ってるから、変更申請かけて建て分も追加したらここに建て分も追加されたら、
2:27:21	設計書に行ったときに、多分、
2:27:24	縦分入るからそれだったら両方と両方というか、例えば使えるっていうふうになるんですかね。
2:27:32	三菱の考えはどうですか。
2:27:37	三菱の西條です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:27:39	今おっしゃった、
2:27:42	考えでございます。以上です。規制庁統轄課長ちょっとですねこれは
2:27:50	想定かもしないんですけど、今回、この堅田式を横置きの形で取った後に、
2:27:58	設計承認と取ると思うんですけど、その設計書承認というのは、この横置き前提だけの設計承認というふうに、
2:28:09	だからその中で条件付の貯蔵の条件付の輸送の承認を取られるっていうふうに理解してよろしいんですか。
2:28:25	三菱の齋藤です。
2:28:27	事業者さんが設計承認を取られる場合に弊社の型式指定を、
2:28:33	の中で取ったものを使う場合というのはその型式指定の条件での限定になろうというふうに考えております。以上です。
2:28:43	規制庁佐野です。そうすると、安全解析書の中で、取り扱い及び保守に関する説明書の中で、貯蔵する場合には横置貯蔵でしか認められない旨が引き継ぎ事項とし、と同じように取り扱いの方法として最低限守らなきゃいけないみたいなことで、
2:29:02	書かなければいけないのではないかなと思うんですけども。
2:29:06	ただ、今回、規則適合性においては炉小だけだということで、後には、参考ですと、でもハトには守らなければならない内容が書かれるべきであって、
2:29:19	別の、これを使う事業者が、
2:29:23	設計承認申請をするときには鳩にお考えなきゃいけないというときに、
2:29:28	本来、
2:29:30	は野中新居横置所蔵しか認められない、そういう条件で評価されているということがあるべきなんですけれども、新事業者が、新事業者とかこれを使う事業者、設計承認申請をする事業者が、
2:29:42	そのことを、
2:29:43	きちんとは章に書いて出されるという保証はどうすればえられますかね。
2:30:01	規制庁としてはですね、取り扱い及び保守というのは輸送物の安全性を損なわないやり方であるということについては、元設計者の方できちんと確認をした上で、それが事業者を引き継がれて欲しいというふうに考えております。
2:30:26	三菱の齋藤です。
2:30:29	現時点でそういう内容を含めるようにはしておりませんでしたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:30:37	当然その下、我々としては形聞いてを言いまして設計承認される場合っていうのは、そういうふうに型式指定の姿勢を、
2:30:45	調整っていうのを受けての、
2:30:48	それと勝ような形でちょ、ちょうど驚見
2:30:51	目的で輸送するという、
2:30:53	こととっておりましたので、そのような、
2:30:56	含めることは考えておりませんでした、そのような、
2:30:59	越して聞いがあるのであればそう、その内容についても申請書の指摘事項の中に加えたいと思います。
2:31:09	以上です。
2:31:13	すいません、三菱の福元ですけれども。
2:31:16	今の話と、例えば今、田部井さんが横受けて型式をして、今回と、
2:31:26	その横置きでの型式指定で24PSってのが使えますっていうものを、
2:31:33	を認めていただいたところで、電力さんがああいう社さんが
2:31:41	24ピースを使うときに、縦置きで使いたいと。
2:31:47	を行ったときに、この型式指定あくまで横置でとってますけれども、
2:31:53	24PSというかた式のキャスク自体は同じなので、その事業者さんが設計承認を出されるときに、
2:32:04	この横置きで撮った型式指定を運用して、
2:32:10	設計承認においては問題ないですよという形で申請をしてもいいと。
2:32:16	ということなんでしょうか。
2:32:18	そこをちょっと我々としてはそこまで想定してなかったのもので横尾大城の
2:32:24	使われる事業者さんが使われるものという大前提をちょっとそういうふうに考えてたんですけれども、
2:32:31	そうではなくてその基礎外運搬規則への適合性というものがとられたキャスクだと。
2:32:38	いうところで、その姿勢に関係なく設計承認を出されるときに、その部分だけを、これを運用できると、いうことであれば、我々もここ縦置横置の高い方の温度、
2:32:50	評価したものを書いておく方が、我々としても事業者さんに使っただけ。
2:32:56	部分でメリットがあるので、そうか、そういうところは高い方でカクウ方が我々としてもありがたいんですけれども、ちょっとその、この型式指定を取った後の使い、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:33:09	使い方とかいう、そこはちょっと私もまだ理解ができてないんですが、それはいかがでしょうか。
2:33:16	宍戸田崎で粗相ではなくてあくまでもこの型式指定は型式証明を受けた、型式指定なので、今回はその横置きについての、
2:33:28	申請なので、このきや、型式指定では横機しか使えません。
2:33:35	で、我々がよく懸念してるのは、その設計承認を先にとって、型式を指定を取る場合は、この設計承認というのは、輸送輸送の、
2:33:48	あれですね承認なので、基本的には置き方ですね、というのは、考えないと思うんですけどただ長期健全性の観点とかで、
2:34:00	評価が必要で、その時に、今までの説明だと、その縦と横があって縦の方で厳しい方で評価して、
2:34:12	ましたけど、今回はだから、その横の方での値になお、形機能を直しますっていう説明だったので、
2:34:23	それを今度、設計承認するために、その条件をどう、どうやって、設計承認の中で、ここ貯蔵の時には、横しか置けませんよっていうのをどうやって、
2:34:35	もう伝えるんですかっていう趣旨で聞いてます。
2:34:47	規制庁の3号ですけども、先ほどご質問あったT.について、設計承認の申請という段になってしまうと、
2:34:56	それがどういうふうなものかっていうのは、そんなん、どういうものかっていうかどう扱うかっていうのは、これまだ初めてのケースなので、
2:35:10	わからないというのが正直なところわからないというか
2:35:13	前例がないのでしうし、どういうふう処理するかっていうのは、多分さ、出てこないとわかんないってということもあるんですけども、
2:35:21	おっしゃられたように、今、片足キーを取っ
2:35:24	たということで、
2:35:26	条文上は輸送物、
2:35:29	外運搬規則への適合性が確認されました。
2:35:33	というもので、その条件があって設計承認をするんですと。
2:35:37	で、設計承認を取った後にその設計承認書でもって、
2:35:43	また型式指定をする場合に、設計承認書がありますっていうふうを使うわけですよ。
2:35:49	その時に、2、例えば縦をキーっていうところを、
2:35:54	型式指定をするときにすでに設計承認取りましたので、外運搬規則の適合性これこれですっていうふう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:36:01	もし使おうとするときに、
2:36:03	輸送規則への適合性の経年変化の中では、縦置きであろうが横置きであろうが、厳しいほうで評価しているので、問題ないから、そのまま使えるんですっていうことはありなんではないかなと思います。
2:36:19	で、479 ページで温度のところに、
2:36:26	リファードISとしてどういう条件で出しましたみたいなのは、
2:36:31	確かつけてないんですよ。補足説明としてこういう形ですっていうのはお聞きしてはいるんですけども、申請書として、別に輸送の時にもうはっきりそれを書いたものっていうのはないですし、
2:36:45	そういう点で言えば、今回の説明の中でも、
2:36:49	ある条件、想定される使用状況というところで、
2:36:54	厳しい条件を採用したという考え方で、別に、
2:36:58	縦置きの場合はこういう温度になります。
2:37:01	ていう話で置いていて、
2:37:04	何で縦置なんですかっていう質問に対しては、
2:37:07	何かヒアリングなり会合なりで、縦置きという好機を比べたら縦置きの方が温度が厳しくなるからですっていうだけで、特にそういった細かいのを、この安全解析書の中に記載しなくても、同じ状況になるんじゃないか輸送の設計承認の時、
2:37:22	2、
2:37:23	ヒアリングで確認したということと同じ状況になるんじゃないかなと思うんですけども、
2:37:28	ちょっといろんな状況、状況というか、いろんな考え方がありますので、
2:37:35	少し検討していた方がいいのかなとは思いますが。以上です。
2:38:02	すいません。ちょっとお待ちくださいちょっと確認したことがありますので少しお待ちください。
2:42:09	すいませんお渡ししました三菱のキシモトですよろしいでしょうか。
2:42:14	どうぞ。
2:42:17	今
2:42:20	レジンの温度のところで、縦置き横置きの場合で、今回、横をキーにすることによって温度が下がったので、評価としては楽になる方向の記載が、
2:42:33	今あったんですけども、ただ武沖と横尾キー行った時に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:42:40	横置きの方がその温度的に厳しくなる部位っていうのも当然出てきますので、そこを全部包絡するように、厳しい側で書くということになってしまふと。
2:42:53	縦と横の評価を全部やって厳しい値を書かなきゃいけないと。
2:42:58	というような話になってしまいますので、
2:43:01	今回この型式についてはよな型式指定については、
2:43:07	横尾大木での流行期で貯蔵されるキャスクとして申請するものですので、あくまで横置の増加。
2:43:19	その結果を、を使った評価という形で、
2:43:23	この
2:43:25	4番、
2:43:26	そのうちの健全性とかの評価のところを、
2:43:30	を記載さしていく。
2:43:32	べきなのかなというのが、ちょっと三菱としての考えです。
2:43:37	もし、今後
2:43:40	さておき、
2:43:41	型式指定をもう一度出すとなれば当然縦置き温度が出てきて、そちらでの評価でも問題ないことを示すと。
2:43:52	いう形になろうかなというふうに考えます。先ほど佐野さんがおっしゃられた形、設計承認をとっているキャスク、
2:44:03	に対して、型式を申請するというケースですけれども、
2:44:10	残念ながら、今の制度ですと設計承認を、キャスクメーカー我々がキャスクメーカーが、
2:44:19	直接承認をいただくということは大体できない状況になっておりまして、
2:44:26	そうすると、我々キャスクメーカーとしては設計承認を取った後に型式を出すとは。
2:44:32	いうケースはないのかなと。一方で事業者さんとしては、設計承認を出された後に型式をして、型式証明指定を事業者さんが出されると。
2:44:44	というパターンも、基本的にはレアケースかなと。
2:44:48	いうふうに考えました。
2:44:50	従って繰り返しになりますけれども今回は横置での型式指定を、
2:44:59	兵
2:45:00	このキャスクを使うということを考えると横木出野辺り記載しておくのが、
2:45:07	いいかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:18	規制庁のトガサキですアノアノか、型式指定の範囲であれば今回、要綱キーの申請なので、この輸送の説明についても、
2:45:30	もう輸送の後に、横尾式しか動かないということであれば、溶鋼機能は後程長期健全性の条件で、いいと思います。ただ、それをちゃんと
2:45:44	設計承認を取るときに、それをちゃんと横しか置けないっていう所
2:45:50	情報をどうやって引き継ぐのかっていうのを、
2:45:53	ちょっとそれが確認する必要があるんじゃないかと思ってます。
2:46:09	規制庁さんもそうすると、日、
2:46:13	今回のものを設計承認申請にする場合には、
2:46:17	縦置はできませんという古藤が引き継ぎますので設計承認申請書上でも、
2:46:24	縦置はしないというふうに書かれて出てくるというふうに理解すればいいよろしいですかね。
2:46:57	あ、すみません三菱カワハラですけれども、今佐藤さん、ご指摘いただいた内容でちょっとだけ。
2:47:04	認識確認させていただきたいんですけども。
2:47:07	型式指定を取ったものを使ってSAR申請する場合は、
2:47:13	国Gの様式 13 の注記のところで、
2:47:19	型式指定を取得したことの証明をもって、
2:47:23	技術的な項目についてはさ、省略することができるという注意書きがありますので、
2:47:29	基本的にはそのような申請をする場合は、型式指定の処分番号。
2:47:35	リファーする形になるので、まずその時点で、
2:47:38	貯蔵とか、兼用キャスクという意味でのチョウトウ業態っちゅうのはもう特定されてるという理解をしてたんですけども、
2:47:47	そこをあえて清有賀の方にも、
2:47:50	SAR本文というか
2:47:52	申請書の中にも、あえて書かなきゃいけないのかどうかっていうのちょっと、
2:47:56	三菱側との認識が少しずれてるような気がしたんですけどそこはどのようなご意見でしょうか。
2:48:02	設計承認申請の時に省略できる書類がロードショーだけなんですね。
2:48:07	ではショートに承認をお願いしない記載になってるかというのを確認することになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:17	取り扱い及び保守というところにどういうふうに貯蔵するかかかっていうのが入ってくると思っているんですけども、
2:48:24	今後ですね、今今までちょっとそういう記載がなかったかもしれませんがけれども、
2:48:36	ではショート2章については、事業者が書くということで、
2:48:41	書いてなかったら、規制庁が指摘すりゃいいでしょって話はあるんですけども、
2:48:46	何かわざわざそんなことを我々がしなければいけないのか事業者がちゃんと引き継ぎを受けては小児、縦置貯蔵はしませんってきちんと書いてくるのかってところなんだ。
2:49:01	網。
2:49:04	ヨシカワ原です。ご指摘の事項を理解しました。もう一度認識確認のために繰り返しますけれども、
2:49:11	確かに国Gの内容によっては炉少子化、リファーできない状況になっているので、おっしゃるように、場所とかそちらの方で、
2:49:20	形を運用したとしても、横ちょ、横置きなり縦置ないっていうのが指定されてない以上は、SAR上は一応成立してしまうので、
2:49:30	そこの縛りをどうするのか、そういうご指摘ってということで、もう1年のため理解の下、あれですけど、その理解でよろしいでしょうか。
2:49:39	ちょっと違うのかもしれませんが私の理解としては、その章に書かれてること以外というのも、審査の中で確認はしているので、
2:49:49	取り扱い保守ってところが、大丈夫なのかどうか、変なこと書いてないかっていうのは見えます。そういったところがきちんと事業者、これを、この指定を使った事業者が申請書に書かれてくる。
2:50:04	レバー。
2:50:06	いいなということで、
2:50:08	far章と2章、例えば発送前検査の要領とかここに書かせているんですけども、
2:50:16	これについても、
2:50:19	参考扱いということで、
2:50:22	もし事業者が全然違う発送前検査要領を変えてきたときに、
2:50:27	わざわざ確認しなければいけないんですね、次いや規制庁の仕事だろうって言われればそうなのかもしれませんがけれども、
2:50:36	もともとの考え方から言えば、炉章に沿った安全評価をする前提としては小児小が書かれているので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:47	例えば発送前検査で圧力検査の基準が幾つのいいとか幾つから幾つの範囲であるみたいな数字は、
2:50:56	密封解析であつたり熱解析であつたりとか、その構造解析の圧力評価であつたりとかっていうのを影響してきて、それが満足できる条件で発送前検査の基準になってるっていうことを確認するんですけども、
2:51:10	そういったものを、
2:51:12	土肥氏、同じように、この縦置きで保存され、保管されてるのか横置で保管されてるのかっていうのは取り扱いの中にきちんと書かれているべきだと。
2:51:23	きちんと書かれてるべきかどうかっていうのを我々が書いてあるかどうか見るっていうよりは、事業者がきちんとそれを把握して書いて出すっていうことが、重要なのではないかなというふうに考えているということなんですけども。
2:52:15	できればですねは小児小っていう記載の内容は最低限これを守ってくださいっていうことは、全文引き継ぎします。
2:52:25	というふうにしてもらった方がいいんじゃないかなと思うんですけども。
2:52:29	あくまでこれは参考情報で事業者が取り扱いの方法について考えるんですけどっていうふうに今話が進んでると思いますので、
2:52:37	斎田アノ。
2:52:39	どうしても外せない要件とかが出てきたときには、
2:52:42	引き継ぎ事項としてピックアップしなければいけないのではないかとそれはどういうふうに進められますかということを、ちょっと聞いておきたいということなんです。
2:53:19	三菱重工の河原です。ご指摘の件、理解できました。それを受けてちょっとこれすいません個人的な意見で申し訳ないんですけども、
2:53:30	久慈側の様式 13 をそのような趣旨で、注記を変えていただくっていうのは、今後あり得るんでしょうか。
2:53:39	規制庁の 3 月以降も私も個人的な考えになるんですけども、ちょっとこころ章だけっていうふうな書き方無敵しいんじゃないかなと思ってます。
2:53:51	せ、制度設計みたいな考えてる時は、の安全解析っていうところが、外運搬規則への適合性だっていうところで進んでしまったようなんですけども、
2:54:01	全体、その前提条件がどうなってるのか例えば意匠に書いてある寸法とかが、前提条件になってるのになんで意匠は何か。
2:54:10	また見直さなきゃいけないのかみたいなのところもあると思いますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:54:13	もうちょっと考える必要あるんじゃないかなと思ってます。
2:54:20	はい。三石カワハラです。ありがとうございます。ちょっと今議論させていただいて、やはりちょっと、
2:54:27	様式 13 側も積極的に変えにいくようなアプローチをしないと、どうしても、確かに片手落ちになって、審査側の方としても手間取らせるような、
2:54:38	印象ちょっと私も持ちましたので、今後そのような方向でちょっと意見を鷲尾の方がいいかなというのがすいません、率直な意見でございます。以上です。
2:54:47	はい規制庁さんもです、
2:54:49	ただ、
2:54:51	今現在はこういった書き方なので、それをどういうふうに生かしていくかということで、
2:54:58	話が戻ってしまうんですけども、
2:55:01	横置ちょうどですってところを、何かわざわざ引き継ぎなのかっていうところが、もし何か、
2:55:09	変だということであれば、
2:55:11	一番最初に言いました、例えばこの 12 ページで、
2:55:16	貯蔵方式の差異による記載の見直しでトラニオンの説明を、こういうふうにしましたってところが、
2:55:22	よ、ここに横尾機能固縛っていうふうに書いてあるので、そもそも縦置っていうのはしないってこと意味になりますよっていうふうにして、いろんなところに書いてあるその横木家っていうのは、
2:55:35	そういう説明です。ロシア、これちょっと衣装なんであれなんですけど、
2:55:44	何かいろんなところにそういうのが書いてあって、
2:55:47	わざわざ引き継がなくてもいいんですってことこの考え方もあるのかなとは思いますが、
2:56:02	三菱の齋藤です。はい今おっしゃっていただいたのは確かにその通り。
2:56:08	かなというふうには思いますが、
2:56:12	そのような形での進め方だ。
2:56:17	進め方というか考え方にさせていただければとは思っております以上です。
2:56:27	エロ小で横置ですってというような何か明示してるところってありますか、ちょっと今探せなくて申し訳ないんですけども。
2:57:24	もう 479 ページのこの説明の中だけになりますかね。
2:57:32	三菱サイトウです今、長ショウジュ空以外にはない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:37	と思います今の排煙 179 が一番、
2:57:43	わかりやすいかそこ。
2:57:46	文化など、
2:57:47	思います。
2:57:50	でも解釈としては、479 ページで、
2:57:54	郵送規則への適合性するための、長期、経年変化の考慮するための条件として横置っているふうになっているので、
2:58:04	もうこれは全部横置なんですよとわざわざ言わなくても問題ありませんって解釈になるってことで、
2:58:11	ですかね。
2:58:15	三菱斎藤です。はい。それはそういう会社食うをしておりますができると思います。以上です。
2:58:26	はい。わかりました。
2:58:37	引き続き違うところの、どうして変えるのかという確認を進めていってもよろしいでしょうかね。
2:58:46	はい。
2:58:50	521 ページなんですけども、
2:59:00	輸送前検査の項目とカーっていうのがずっと続いていて、
2:59:10	あるんですけど、
2:59:11	何か
2:59:13	なぜこの輸送物から容器っていうふうになんか変えるのかっていうのが、
2:59:19	よくわからなくて、
2:59:20	で、
2:59:24	型式指定の中の、13、外運搬規則の適合性の説明だから、
2:59:33	容器っていうふうになって、
2:59:34	するんですか。何か、どうしてこれをわざわざ変えるのかって、変える意味がわからない。
2:59:42	三菱の斎藤です。
2:59:46	これは取り扱いに関係してくるんですけども、構内輸送っていうのは発送前とは違いまして貯蔵施設に向けて、
2:59:58	輸送を判断される状態でございます、
3:00:03	輸送物ということバーの定義が、
3:00:07	外版 2、
3:00:09	催し用タイと、
3:00:11	利用する状態だというふう認識をしております、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:00:16	こんな輸送となるとちょうど施設に向けて輸送する状態なので
3:00:20	基本的には、町道の
3:00:23	様態ですね緩衝体が町道用緩衝体。
3:00:26	ちょうど 30 度をつけた状態でいきますので、うん。輸送物ではないとい うことで、ちょっと言葉を容器とさせていただきますけども、
3:00:37	これを使い分けたと。
3:00:39	いうところでございます。
3:00:41	以上です。
3:00:51	ちょっと確認なんですけれども、事業者が構内輸送するに当たって、
3:00:57	外運搬規則に適合してる状態だから、
3:01:01	いろんな確認とかを省略して運んでいると思うんですけども、
3:01:07	何かその貯蔵用緩衝体をつけた状態、これは輸送物ではないってなると、
3:01:18	構内輸送するための確認っていうのが、今まで、
3:01:23	外運搬用に使ってる容器を中で使ってるっていうのとまた違うやり方にな るかと思うんですけども、そこは大丈夫なんですかね。
3:01:35	アノタイムツイ 40 分カワハラですけども、すみませんちょっとまだよろ しいですか。
3:01:40	すいません。はい、どうぞ。すいません。
3:01:44	設計承認オプションに取ったやつそれを構内輸送で使うんですっていう 時、
3:01:55	何か設備、燃料取扱設備みたいなところをわざわざやなくてもいい。
3:02:01	ようになってたような気がするんですね。そうではなくて、
3:02:05	嘘。そうではなくてとか、承認容器ではないものを使ってるんですって な。
3:02:12	てくると。
3:02:14	何かそもそも、
3:02:15	燃料を取り扱う設備としての設工認とか、必要だったんじゃないかなと 思うんですけど、そこら辺、
3:02:22	おわかりになりますかね。
3:02:27	はい。三菱重工河原です。ご指摘の点なんですけれども、実用炉規則 88 条に規定がありまして、ワインまんぞくーに適合した状態での発送前 検査を受けて構内輸送する場合は、
3:02:41	88 号第 4 項の適合になります。
3:02:45	外部化不足、適合して、適合容器もあり得る。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:49	完全な外運搬に適合した状態での構内輸送は、第 4 項なんですけれども、その状態になってない場合は、第 1 項の適用になりまして、
3:03:00	はい構内輸送の啓発前検査を受けて構内輸送すると。
3:03:05	いう規定がございましてそちらの適用になりますので、
3:03:08	一応、発電所の中での規定、規則については、整備が完了してるという認識でございます。以上です。規制庁さんはねその違いつて、敷地外に出さなくて、
3:03:21	から発送前検査っていう形にならないけれども、
3:03:24	という話ではないんですかね。
3:03:30	そうですね。三菱カワハラですけれどもその理解で概ねいいかと思うんですけれども、あくまでもその場合そうじゃなくて構内輸送に限定しているの、
3:03:40	第 1 項と第 4 号で、そういうやり方が認められてるという理解でございます。以上です。
3:03:49	変な話なのかもしれないんですけども、
3:03:56	敷ちいから漏えいしなければよ、いいはずなので、事故がどうのこうのとかも考えなくていいはずなんで、
3:04:04	燃料を取り扱えるっていうところをやれば、例えば緩衝体なしの容器でも運べるような形になると思うんですけど、それがその第 1 項っていうので、
3:04:14	第 4 項ですか、ちょっとすみませんちょっとどちらか、誰だかわかんないんですけども、
3:04:18	それ運べちゃうんですかね。
3:04:22	はい。三菱重工河原です。おっしゃるように、緩衝体がない裸のキャスクでも第 1 項の適合で構内輸送できます。
3:04:31	実際それをやってるのが実例としては、1F、東電さんの 1F の構内貯蔵で、原電さんの東海第二の構内貯蔵は緩衝材なしの裸のキャスクで構内輸送して貯蔵とかやらせていただいている状況です。
3:04:47	ですので、第 1 項適合での構内輸送というのはもう、太田田尻でございます。以上です。規制庁さんもそうするとですね、はショーワ輸送物の取り扱いを説明して欲しいので、
3:05:00	輸送物じゃないものの取り扱いについては記載する必要はないんじゃないかなっていうことになってくるんですけども。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:05:06	横、すでにMSF24P、ワ一の設計承認を取りましたとそれと同じように書いてくださいってところが、横置貯蔵なんでってということで横置ですっていうところで差異が出てくると。
3:05:19	いう点で、構内輸送についても、輸送物としては輸送しないんですってということであれば、
3:05:26	この
3:05:29	フェイス3表ってというのは不要なんではないかと思うんですけど、逆に輸送物の状態で構内輸送する可能性があって書くんですっていうのであれば、
3:05:39	容器っていうのではなくて輸送物っていう形じゃないかと。
3:05:42	説明がおかしいんじゃないかなと思うんですけど。
3:05:46	今言ってることは、容器って書いてあるやり方を、輸送物としての規則適合の説明の中には要らないんじゃないかということです。
3:06:14	三菱の齋藤です。
3:06:17	今のご指摘、理解いたしまして輸送物としてこの内装する場合について、ここは残しておきたいというふうに、
3:06:29	考えますので、
3:06:31	先行の承認に合った形にしたいと思います。
3:06:35	以上です。うん。規制庁さん方でそうするとここに書いてあるやり方というのは、貯蔵施設に行くために貯蔵用緩衝体をつけて運ぶというやり方とはまた別の、
3:06:46	輸送物として構内輸送するっていうやり方を説明しましたっていうことになると理解してますけども、大問題ないでしょうか。
3:06:56	はい。三菱の齋藤です。はい。その場合における、検査の内容という位置付けにさせていただきます。以上です。
3:07:08	規制庁西郷です。わかりました。
3:07:11	次がですね 536 ページなんですけども、
3:07:19	何か本来参考になってしまうナカノさらに参考の情報としての作り方の中で、
3:07:27	ここであえて、
3:07:30	何か記載を変えておかないと、何か困るっていうのが何かある。
3:07:37	確かに、
3:07:39	設計承認とかの時の他の事業者においては、
3:07:43	JSWはこういうやり方でできるようになりました。JSW違うかもしれないけど、すいません、こういう製造方法ができるようになりましたっていう後

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	に、製造方法の差異みたいなことで、この参考資料変更してきてるって いう事例は1たんですけども、
3:07:59	今この型式指定の中の、
3:08:01	説明に着く外運搬規則の説明の、
3:08:07	本来しつつ、
3:08:08	型式指定の中で見るっていうのは炉小だっていることになっていて、
3:08:13	場所に小ってその跡地っていうのは、何か参考資料で、
3:08:18	さらにその参考としての位置付けになっている構造、あえて直しておか ないと、何か困るのかということをお教えください。
3:08:33	はい。三菱齋藤です。
3:08:36	衛藤。
3:08:37	中映像の御説明の参考という形で、付けてはいるものの、もう
3:08:46	型式指定の申請書の中にはですね
3:08:52	2種申請書の中に
3:08:58	製作方法ということでフロー図が入ってたりしまして、そこは
3:09:04	いろんな可能性を考えた上で考えられるパターンを少し広めにとったよ うなフローにしています。
3:09:13	回答としてはそれに合わせたというのが、申請書の中で整合させたとい うのが、鳥居でございます。
3:09:23	先行電力さんの思いの申請書っていうのはん中でも参考の位置付けに なっております、
3:09:33	実際政策に関するルー審査というのは、利益承認の中で行われるとい うことでそういった位置付けで、
3:09:41	書かれてると思うんですけども、そこについても申請書の中で、
3:09:48	入れ替わっておいた方が良いのではないかとということで統一の方させて いただいて、
3:09:54	ということでございます。
3:09:56	以上です。
3:11:47	すいません規制庁様です。トーセ、そちらのお考えはわかりました。あり がとうございます。
3:12:17	規制庁田子です最後になりますけれども、ちょっとペイジーがいろいろ 出てこないんですけども、
3:12:25	貯蔵施設とかって書いてあるところをなんか、
3:12:29	特定兼用キャスクの貯蔵施設を1個以後貯蔵施設というみたいな何か 買い直して、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:12:36	わざわざ言葉を、何か、
3:12:39	明確にしようとしてるところがあるんですけども、何かこの厳密にこの名前の施設っていうのがもう決まっています、
3:12:47	ということになってるんですかね。
3:12:52	なんか、なんでモチベーションサイドで同等でも取れるようなところの言葉の修正を入れるのかっていうところをちょっと教えてください。
3:13:01	三菱の齋藤です。
3:13:05	実際の貯蔵施設の名前がこうこうなるというわけではございませんで、それは営業さんがいろいろ名前を決められると思うんですけども、
3:13:14	申請書の中で言葉をちょっと統一しておきたかっおく必要があるかなという観点で、申請書の方にですねそのような形で最初ちょうど施設通の名前をですね、強敵受け付けちょうど施設、
3:13:29	そして名簿貯蔵施設というような定義をしてましたので、申請書の中で言葉を統一。
3:13:36	させるという目的でそのような定義づけを、
3:13:41	局長理事さんの方でもさせていただいたということでございます。以上です。
3:14:18	規制庁様です。はい。考えをわかりましたありがとうございます。
3:14:28	すいませんトガサキですけど 470 ページからなんですけど、
3:14:38	中性子の、
3:14:40	照射量が変わっているのは、
3:14:43	何でかっていうのを教えてもらえますか。
3:14:51	はい、三菱の齋藤です。
3:14:56	ご回答としては
3:14:59	MCNPVコードを使う。
3:15:02	メールかDOTコードを使っているかの違いでございます。
3:15:06	MCNPVコードを使った場合の方が少し高目の数字が出るという傾向が出ておまして、輸送人員は、DOT
3:15:16	初動時は、MCNPバイブと、
3:15:19	使い分けになりますので、差異が出ております。以上です。
3:15:25	はい、わかりました。それでは、5 備考 2、
3:15:31	遮へい設計の、そういうDOTとの違いとあって、
3:15:37	書いてませんでしたっけ
3:15:40	このあれですか

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:15:42	概要パートとかに書いてありますけど、こちらあれですかその対象の方はみんなこういう照射量の差異とかそういう表現になってますか。
3:15:57	ミツイサイトウです。はい再々が出る。
3:16:01	理由については概要のパフォーム
3:16:03	ページ、
3:16:09	30 ページですね、35 ページの注記 1 に、
3:16:13	記載をしておりますけれども、
3:16:16	投資申請書の方は、
3:16:19	数字は一つしかありませんので、
3:16:24	輸送と貯蔵両方かんがみた上での最大値として記載をしているのみです、
3:16:32	どちらがどうい。
3:16:34	ものでというような説明はない状態です。
3:16:38	以上です。
3:16:47	わかりましたそういう照射量と最高温度の差、その数値側の川合っているところは照射量については、
3:16:57	アノ. orMCNPIに変えたという理由だけで、アノということによろしいですか。
3:17:09	蓮見サイトウです。あと、
3:17:11	概要パートの 35 ページにも入れております通り、15 燃料を収納した方が少し数値が大きくなる傾向がありますので、
3:17:22	15 年度の収納結果というのもございます。
3:17:27	おっしゃりましたその両方の理由ってことですね。
3:17:34	ここ遅いそうですねなんか網コウダその 15 の燃料も関係あるんだったらその理由を二つ書くっていうのは難しいんですか
3:17:45	照射量のささいと結果、これ、何か照射量の差異って、結果なので、何でその差異が出たかっていう理由をカクウことはできないですか。
3:18:00	三菱サイトウです
3:18:02	17 年以上と 15 年上で、
3:18:04	もし黒が 15 年度の方が低いということで納車濃縮度が低いものを、
3:18:10	燃焼度同じ。
3:18:12	条件で燃やすにあたって、濃縮度低いものをまわした方が、忠誠強い、
3:18:19	の量としては、車両としては大きくなるというのは以前ちょっとご説明した通りでして、その説明をちょっと中注書きに入れておきます。以上です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:18:30	はい。他のところは夏井、15 関係で 15 年度の追加に伴う記載の追加とか、15 ヶ月 10 行によるものなのかっていうのが、
3:18:41	わかるようになっているんで、
3:18:44	それに関するものなのか、他の要因なのかっていうのが、
3:18:48	わかるようになってた方がいいんじゃないかと思いました。本当さ温度は、これは縦と横の違いってことですか。
3:19:01	三菱サイトウです。はいその通りです。
3:19:05	これもそう、そういうふうにか買うことはできます。
3:19:10	あと、
3:19:12	パス件と。
3:19:14	そうですね
3:19:16	34 ページ、概要の 34 ページですけども、
3:19:21	15 年度を、
3:19:24	収納することによって、温度が若干上がる部位と、あと下がる部分もあるんですけども、
3:19:30	貯蔵時においてはバスケットの温度が一度上がりますので 15 年度の
3:19:35	影響で変わるという、
3:19:39	部分がバスケットに
3:19:42	1 度上がるというのが、バスケットにあります。
3:19:46	Aと貯蔵時においては縦というこの違いがあるので、温度が違いますということはこちらについても、
3:19:54	縦と横の違い貯蔵時の縦と横の違い、それから 15 年度が入ったことによる、
3:20:00	影響ってのも、
3:20:01	二つ合わせますで著者、
3:20:04	いうことでございます。
3:20:07	わかりましたそ。
3:20:10	そうしたら、ちょっとぎなそう二つの要因で、最高だとか照射量が変わるっていうのが、最初のところに何か注釈で書いた後は同じ表現でもいいかもしれないんですけど、
3:20:23	処理理由がわかるようになってた方が、
3:20:27	いいんじゃないかと思いました。
3:20:32	一井サイトウです。了解しました。ちょっとその辺わかるようにします。以上です。
3:20:40	規制庁のトガサキです。それとですね

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:20:45	472 の最新知見の反映という等どここの部分のところ、
3:20:52	の説明なんですか。
3:21:18	70 ページ、三菱の齋藤です。はい。472 ページ。
3:21:24	ですね。
3:21:27	とですね消費金属ガスケット脳症シャーの
3:21:33	量についての基準値側になるものですがけれども、アルミニウム合金とニッケル基合金でそれぞれ、
3:21:43	事業者の基準値が 10－19 条と 21 条と。
3:21:47	先行ではなっておりましてけれども、十四条という数字に見直しているというのが最新知見の。
3:21:55	反映でございます。
3:22:01	この文献がですね、
3:22:04	10、15 番 16 番と。
3:22:07	いうことで、
3:22:11	15 番は
3:22:14	この変わらないんですけども 16 番の方が最新知見になってございます。
3:22:21	最新知見でどこからそれが来たのどこにそういうことが書いてあるのかってということなんです、
3:22:30	原子力学科に標準、
3:22:33	がございましてそれが文献の、
3:22:38	A、
3:22:42	2 件のページがですね 403、483 ページ。
3:22:46	なんですけども、
3:22:47	483 ページの、
3:22:50	2 番の文献、
3:22:52	がございましてこれは原子力学会の
3:22:56	安全設計と及び検査基準という文献がありまして、こちらが最新版が出版して、そこに引用されているものがそれにかわって
3:23:09	たということで、数字が変わる。
3:23:13	オダというのは先ほどの 472 ページの、
3:23:16	最新知見の反映ということですよ。以上です。
3:23:22	規制庁のトガサキですけどこれは貯蔵の方も同じ文献になってるんですか。
3:23:29	同じ最新知見になってるんだ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:23:33	ミツイサイトウです。はい最新知見を反映して説明をさせていただきました。
3:23:38	黄規制庁のトガサキですアノで貯蔵の方には詳細な説明、
3:23:45	文献の説明ってのはあるんですかそれとも何か文献をただ引用してるだけなんですか。
3:23:53	三菱齊藤です文献を引用させていただく形にはしてございます。参考文献の
3:24:01	概要というのをつけてまして、どういうことがこの文献に書かれているっていうのは
3:24:07	補足説明資料の方に入れております。
3:24:10	規制庁の川崎です。これ形態が結構変わりますよね。
3:24:17	あれですよね累積の線量の桁に比べたら、基準ちやう大きいので大丈夫だと思うんですけど、何かそこの考察っていうのはされてないんですか。
3:24:33	辻野サイトウです。
3:24:36	考察。
3:24:37	はですね入れてないんですけども、この基準値っていうのが、
3:24:43	経年変化が
3:24:46	このこれ以上起きる大きくなると、駄目に、
3:24:50	なるよっていう数字ではなくて、
3:24:53	文献上はその確認がされなかった数字と、
3:24:57	いう位置付けになる。
3:24:59	イデてくるようなものですね、
3:25:02	ですので、実際これが式本当の閾値かっていう形で設定されたものではなくて、ここで切れれば問題ないでしょうという形ですね。
3:25:13	もともと設定されて1021条は駄目というものではないとは思いますが、そのように、
3:25:21	原子力学会の
3:25:22	標準の中で、
3:25:24	引用されるのが17条になっているということで、反映の方をしたと。
3:25:30	いう。
3:25:31	ことでございます。
3:25:33	以上です。
3:25:36	いない、今おっしゃられたことは、申請書とか補足説明資料に書かれてないっていうことでよろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:25:48	はい。その辺の社員については、特段今のところ記載はしていません。以上です。
3:25:55	わかりました。
3:25:58	あと、ちょっと見た同じようにそういう最新知見を反映してるところってありますか。
3:26:09	三菱齊藤です。
3:26:12	今ご指摘いただいた点、
3:26:16	非常にですね、最新知見、
3:26:19	としましては、はい、以上です。
3:26:22	はい。規制庁の藤さん、484 ページの最新知見って書いてある。
3:26:28	所が一。
3:26:30	あれですねちょっとさっきの関係がその 16 番は、
3:26:37	文献の名前が変わってるんですけど、さっきご説明があったのは 483 ページの学会標準が、
3:26:47	変わったってことなんですけどその学会荘司の方は、
3:26:53	さっき説明聞いたんですけど、この
3:26:57	484 ページの文献ってのは何が変わったんですか。
3:27:04	三菱の齋藤です。すいません。とじゅ
3:27:07	484 ページの文献が、
3:27:14	丸ごと変わってます。16 番の文献が、
3:27:19	右から左の文献を引用することによって変わっていると。
3:27:24	それは先ほどの数中の十七条の出展、直接なっているもので、
3:27:31	何、何で変えたのかっていうのがこの 3 番が最新化されたことによる、
3:27:36	ものです。
3:27:38	2 番です。2 番の文献が、2010 年版から 2022 年、11 年版に、
3:27:44	更新されたときに、16 番の文献を使って、健全性説明をされ、されてますので、16 番の意見を変えたっていう関係性です。
3:27:57	以上です。2 番が、2 番で、16 番を引用してることですか。
3:28:06	ざサイトウです。その通りです。はい、わかりました。
3:28:19	はい私からは以上です。
3:28:26	すいません規制庁さんもですねちょっと気づきというか、
3:28:31	先ほどの構内輸送が輸送物の状態で行われるっていうところも記載を残すということでしたので、
3:28:39	衛藤。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:28:40	511 ページとカーの説明が変更になるというふうに考えておいて大丈夫ですかね。
3:28:50	変更になるというか元に戻るというか、
3:28:55	三菱の齋藤です。
3:28:57	ちょっとそこははい当然、先行の、
3:29:03	流れが記載される。
3:29:06	ものも追加しないといけないですし追加というふうにするのか、現状記載しているのは味噌物としてコナミ版をする。
3:29:16	しない。
3:29:19	貯蔵状態として構内運搬するという
3:29:23	状態で書かしていただいていますんで、
3:29:26	場合分けといえますか。
3:29:28	輸送物としての、
3:29:31	輸送方法等、
3:29:34	それ以外の彫像業界としてのゆ方法とですねふたパターンをちょっと書かせていただくかというところかと思ってまして。
3:29:43	ブタパターンの
3:29:45	作業を、
3:29:48	書くのかなと今考えております。
3:29:51	以上です。
3:29:57	すいません規制庁さんですけど、そうすると先ほど言ったポートさんの表っていうのが、
3:30:03	何かもう1、
3:30:04	1枚。
3:30:05	作ったことになるんですか。
3:30:11	三菱齋藤です。
3:30:13	植野さん今日はこれは輸送物としての、
3:30:17	県さあとして記載されているものですので、
3:30:22	ちょうど貯蔵用体として輸送するものに関しては、ここには書かないということと理解しています。
3:30:32	今 511 ページの方で、
3:30:39	構内輸送作業を、
3:30:42	ていうところ。
3:30:44	が、
3:30:46	何か場合分けして書くっていうこと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:30:49	こう言ってるってことなんですよ。
3:30:50	ただ、
3:30:53	郵送物としての取り扱いじゃないのに何で書くのかっていうところがよくわかんなくなるんですけども、
3:31:30	三菱のサイトですみません、ちょっと訂正させていただきます
3:31:35	江藤取り扱いについても輸送物としての取り扱いのみ、
3:31:42	輸送物としての構内輸送としての、
3:31:45	手順のみにさせていただきます。従って人口等同じ。
3:31:51	になるということでございます。以上です。
3:31:55	規制庁様ですわかりました。ありがとうございます。
3:32:03	規制庁松野です。
3:32:05	では外運搬関係のこの資料 1-7 も含めてこちらから確認事項は以上です。
3:32:14	あと時間もちょっと過ぎてるんですけども、残りの説明は、
3:32:21	あと、
3:32:23	どのぐらい説明時間必要ですか。
3:32:27	三菱の齋藤です。やはり、1 点、内容パワポ資料の 39 ページでございまして、
3:32:36	もうすぐ御説明の方は、
3:32:39	できると思いますのでさせていただきますけれども、
3:32:44	よろしいでしょうか。はい。お願いします。
3:33:09	三菱食品庄野ワカマツですよろしく願いいたします。私の方から前回の審査会ご指摘事項の 4 で、ナンバー4、品質管理の実施の記録の保存について回答についてご説明させていただきます。
3:33:26	パワポの方にあります通りですね前回の指摘事項としては藤一落
3:33:32	規則の方ですね、111 条にあります検査の結果その他品質管理の実施の記録を 5 年間保存しなければならない、この 5005 年間保存しなければならないというですね、
3:33:44	規則の要求に対して、そのままカウンターになる具体的にここを説明するものがなかったのでご指摘事項となっていたと理解しております。それに対する回答ですね。
3:33:56	ご用意しておりますがまた端的に申し上げますと、弊社のPMSの中でですね永久保管というものを規定しております。
3:34:04	そこに至るまでちょっと上流の方からですねご説明させていただきたいと思っております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:34:08	パワポの方にあります通りですね、まず、
3:34:14	当本部ですね申請書の本文、こちらではですね、今黄色でマーキングしておりますけれども、品質記録の保管に関して文書化された手順を確立し実行すると。
3:34:25	ここまでの規定になっております。これを受けて、備考欄の方に記載しておりますのは添付資料の方で、弊社の関連するですね文書、規定を呼び出しているという関係になってございます。
3:34:39	あらかじめお送りしております資料 1-4 ですね、こちらをですね一部修正してますので内容についてご説明させていただきます。
3:34:52	まず資料 1-4 のですね、冒頭 1 ページですけれども、青字にしておりますけれども、もともとですね、この補足説明資料は品管規則に対する御説明資料として整えておりましたけれども、
3:35:05	今回のご指摘を受けまして対象としてですね、炉規則の 111 条を加えておりますのでその旨を文集で資料のですね、タイトルに書き超えております。
3:35:15	続けてですね 3 ページですね、めくっていただきまして 3 ページの 1 項の概要と、2 項の適合性のところですね、これもですね、この資料の目的について補足で追加したところでして、
3:35:29	ここまで品管規則についてのとか、記載だけだったところが、より規則の 110、
3:35:35	一条ですね品記録の他についてが対象となっておりますのでその旨を追記したものでございます。
3:35:43	続けてですね。
3:35:45	そのまま 1-4 の、60、8 ページですね。
3:35:51	資料 1 の 68 ページですけれども、
3:35:57	こちらが、実用炉規則の概念要求事項に対して申請書類の関係を整理した表になってございます。
3:36:06	5 年間の保存というですね、規則の要求に対して先ほどパワポに説明、記載があるところを説明した通りなんですけれども、
3:36:16	本文側の方では、文書化された手順を確立し実行するという要求もある。
3:36:20	でございます。そして備考欄の方ですね、その補足ということで、添付資料 14 の第 3-1 表の中で、弊社の品質記録管理要領、これに詳細を定めているという補足をさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:36:36	実際にこの添付資料の 14 がですね、この資料 1-4 のすみませんたびたびと言いますけれども、
3:36:43	76 ページになります。資料 1-4 の 76 ページですね。
3:36:52	76 ページには第 3-1 表としてですね、弊社の品質マネジメントシステムにかかる主な社内規定をずらりと並べてございます。先ほどご説明した品質記録の管理要領というのが、
3:37:04	ちょうど上からですね、
3:37:09	2 列目のところですね、7 点。
3:37:12	縦軸の方ですね見ていただくと 7.4. 2.4 記録の管理という項目がござい ますけれども、
3:37:19	その記録の管理という項目から右の方にもやって二次文書の欄を見て いただきますと、その一番下にですね品質記録の管理要領と、
3:37:27	これが適用されるという差もここでお示しております。
3:37:32	ということで上流からの繋がりはこの通りなんですけれども実際のです ね品質記録の管理要領の規定の内容について共有させていただいて おります画面の方でご説明させていただきたいと思います。
3:37:44	今画面に映しております通りですねタイトル品質記録管理要領というこ とで
3:37:50	先ほどの第 3-1 表でお示したものと同じタイトルでございます。その 当初のものでございます。めくっていただいてですね、まず、
3:38:00	適用範囲ですけれども、品質記録の管理業務に適用するということでこ の標準セグメント標準ということで、弊社の原子力セグメント全体に適用 される上流の標準でございます。
3:38:12	そのまま、すみません、次のページに行ってください、ところですね 品質記録の保管容量の確立ということで、大きく黒塗りしてる、もう少し 下のところですね。
3:38:23	両括弧 4 で保管期間の設定ですねここはまさに当該の箇所なんですけ れども、保管期間の設定付表-1、品質記録の具体例とそれらの保管 分類に記載のこの期間を基準に、
3:38:37	次の事故を考慮して、期間を定めるということで、またページが飛びま すけれどもこの付表 1 にですね、
3:38:45	規則の要求にあります 5 年間負担と、イに対する回答が整理されてお りますのでご説明させていただきます。
3:38:53	みっとしていただいて、
3:38:57	をですね、横書きのだけのところです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



3:39:00	はい。
3:39:05	これがですね品質記録の種別と、保管期間について規定した表でございます。
3:39:13	投稿軸を見ていただきますと、区分記録の名称とあってその横にですね保管期間とあります。永久保管に該当するのか非永久保管に該当するのかというですね区分けがあります。
3:39:25	縦軸を見ていただくと、記録の名称がずらっと出てくるんですけども、
3:39:31	規則の要求はですね、検査の結果その他品質記録の実施の記録ということですけども、関連したところ、今回のずらりと並べました設定経過計算書ですとか、
3:39:43	完成図書設計図、或いは許認可関連資料、これらのところは当然ながら営業保管という規定が定めております。
3:39:50	次次いきますと、これ購買関係ですけども、受入検査記録物とか、購買先の検査成績書これらの影響補完として定められております。
3:40:00	そして次がですね検査関係ですね試験検査関係ですけども、まさに該当のところと思いますけれども、試験検査成績書それから、計量器の校正記録等も軒並み影響補完として定めております。
3:40:16	あとですね、関連しそうな図書類も永久保管となっているものはここではご紹介させていただきますけれども、完成図書全般ですとか、不適合社標だとか、是正処置勧告書だとかですね、このような重要な書類は、
3:40:29	軒並み教官として定めてございます。
3:40:32	その下にちょっと解説があるんですけども今具体的な図書ですね、何点かご紹介差し上げたんですけども、そもそもの考え方ということで、共感記録って何なんだというところをここに定めて解説として定めております。
3:40:48	以下に示す記録の時業務上直接必要になるものということで設計図書だとか、設備のパンフレットの記録、試験試運転の記録試験検査の計量器等の記録ということで、
3:40:58	大きな区分でいくとこれらに該当するようなものはすべて影響評価にしなければならないというこの考え方に基づいて先ほどの表の規定を整理しているものでございます。
3:41:07	ということで前回のご指摘に対するご説明としては以上になります。
3:41:14	他の規制庁マツノです。
3:41:18	大体理解したんですけども、
3:41:21	基本

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:41:23	要求事項が5年間保存しなければならないというところはもう、
3:41:27	三菱椎野二次文書の品、
3:41:30	管理記録管理要領の中ではもうすべて、
3:41:34	永久保管、
3:41:37	にしてる。
3:41:38	ていうな会合でも、一応書い口頭で話があったように、
3:41:44	5年でなくもう永久保管であってるってことで、
3:41:47	よろしいんですね。
3:41:51	三菱重工若松です。はい。その通りでございます重要なものは、影響評価になっております。細かい話をすると、その他の文書類でですね、5年以上と規定されているものもありますけれども、この規則で要求されている記録に関しては永久保管というお答えになります。
3:42:18	規制庁のトガサキですけどここ、ここの、ここで重要なところが先ほどのご説明ありましたけど、
3:42:27	ここの
3:42:29	均一性を有するようにするために行う検査の結果その他品質管理の実施の記録っていうのが何かっていうのと、それを5年間保存するっていうことが、
3:42:41	ちゃんと規定されてますっていうことを説明していただくことなので、
3:42:46	今
3:42:48	ご説明があったことを、別にこの品質管理要領書そのものをつけなくても結構ですので、
3:42:58	どのような記録が対象で、それがその永久保存されますっていうのがちゃんとこの品質管理要領に仮アノ品質記録管理要領に書かれてますっていうことを、
3:43:11	ここ、この資料2-Part資料2、回答資料2、
3:43:16	記載していただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。
3:43:21	はい承知いたしました。
3:43:31	規制庁松野です。
3:43:35	以上こちらからの確認質問等は以上となります。
3:43:40	今日のヒアリングの説明はこれで、
3:43:44	以上かと思えますけども、
3:43:46	こちらから結構ヒアリングの場で、記載の確認事項コメント等も、
3:43:51	お伝えしたところですけども、全体を通じて、
3:43:55	何か確認したい点があれば、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:44:01	今、
3:44:03	お願いしたいと思いますけども、ちょっとロジ的なところはまた別途こちらからご連絡しますけども、いかがでしょうか。
3:44:14	ツツミサイトウです。特にございません。以上です。
3:44:22	はい。規制庁松野です。了解しました。では本日のヒアリングはこれで終了します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。